341
特246
974

十萬元事件の全貌

張學良

床次遞相

帝都日日新聞編輯局編
發賣元　秀文閣書房

0004943000

0004943-000

特246－974

床次遞相五十万元事件の全貌

帝都日日新聞社編輯局・編

帝都日日新聞社出版部

昭和10

ABC

特246
974

帝國圖書館藏書

十萬元事件の全貌

昭和二十年十一月廿八日 帝國圖書館

一月四日衆議院豫算總會で五十萬元事件攻撃の小林氏と雲國利代議士との答辯中の床次遞相

1 小林綠代議士 2 一代議士 3 同じく 4 山口夢 5 衆議院總會の模様 6 同じく 町田逓相 7 同じく 赤塚助氏 8 陸軍省府委員と答辯打合せ中の林陸相 9 後藤内相 10 問題の受取證

【寫眞說明】1 擧良邸で發見された問題の受取證に關し奉天機關から陸軍本官に宛てた祕密電報 2 同筆の鍋岡和文氏 3 同じく赤塚助氏 4 二月四日第六十七議會衆議院豫算總會席上五十萬圓事件追擊に際し總理に代つて取る政友會の面々、中央×印鈴木總裁

目　次

一、問題の發端から議會爆發まで……二
一、疑惑の重點と床次遞相……四
一、實國事件の全貌を暴露
　山口縣一氏家國記本會議の獅子吼……七
一、陸相糾明の要を言明す
　警察總監で小林崎、林雷國利兩氏の肉薄……三一
一、怪文書出版までの經緯
　小林氏が發表した野島氏の聲書……五七
一、小林代議士、赤塚氏と會見
　問題の謎を解く兩氏の一問一答……七六

床次遞相　五十萬元事件の全貌

問題の發端から議會爆發まで

床次遞相の言に從へば『棚曝しの古い問題……』である。それは事實その通り古い問題で、寧ろ今日まで問題にならなかつたことが不思議なのである。問題になる遞信大臣になり、その關係當時に於ける小原法相、時のところが天劍俄々疎にして漏らさず、問題を洗ひ立てゝ行くと此は通り一遍の浮說でないことが漸く明かになり今や重大な紹政府問題と化したのである。尤も今まで全く問題にされなかつたのではない。この消息を知るほどの人は、頗る重大視して凡そ今日、斯くの如く重大化することは初め承知してゐたのである。現に之を最も問題にしてゐた陸軍部內の少壯派間には勿論既に赤塚正助、鶴岡和文連名の受領證が發見された瞬間から問題になつてゐたのである。遞相が『棚曝し――』と云ふのも道理、既に足掛け五年の問題なのである。即ち昭和七年九月滿洲事變の導火線となつた同月十八日北大營の爆破から六日目、同月二十四日我が守備隊に依つて占擁された奉天城內張學良邸の家宅捜索の結果、學良の居間にあつた六箇の金庫を開披した。これを奉天機關に運び、時の首腦部立會ひの上で、金庫を開けて見ると、書類箱の中から前の樞密院×××〇〇〇〇氏の手紙數××××、　××××〇〇〇〇大將等我が大官連の關係文書が

續々現はれた。その中から前記赤塚、鶴岡連名宛五十萬元（寫眞參照）の受取證が現はれたのだ。奉天機關の將兵は悉く憤慨した。現に火蓋を切つた敵、命を的に血を流して闘つてゐる敵の本營から金を貰つた日本人の受取證が現はれたり動もすれば奉天機關にすら達しなかつた樣な日本中央政界の情勢を語る機密報告文書、何れは學良の諜報機關の活動に依るものとはいへ、事の意外に驚きあきれたのである。即ち滿洲事變直後、軍部中堅將校の所謂國內改造運動の發端も、この邊に一因ありとすら云はれ、犬養首相暗殺の思想的出發は、確かにこの發見された文書の裡に認められてゐたと云ふことである。發見された受取證の日付は昭和四年八月十三日、立會つた將校の頭にはその前年昭和三年に床次氏が滿支旅行をした事、南支から北支にかけて多數支那の要人と會見して謎の足跡を殘して歸つたことを想起し、床次氏とは切つても切れぬ線分寃兒の關係にある赤塚鶴岡の名前を見たゞけで、忽ち裏面の醜惡な取引が直感されたのである。此事は同年十二月十日奉天機關から陸軍次官に當てた祕密電報（寫眞參照）の文中に明かであつて、床次遞相に對する疑惑はこゝに始まり、爾て陸軍中央部は勿論政界裏面の問題として乃至は噂として既に傳へられたのである。ところが滿變後金澤師團が交替歸還となつた際或部隊某中佐が、このいまはしきお土產を同縣下××××新聞に提供した。同紙は宛んど全面を削して報道したが、何故か同地官憲に依つて發賣禁止處分に附され、同日の發行紙全部を押收されてしまつた。此問題が初めて表面的になつたのは、彼の五・一五事件海軍側公判廷で、鴨岡特別辯護人が事件の概要を語り、政界上層部の腐敗を指摘する材料としたに始まるのであつて、當時國民新聞が、その一端を報道したことがある。ところが床次氏及び側近者は極度に狼狽し、先づ裏面工作で鴨岡辯護士に箝口令を布き、四方八方揉消し運動の手を伸ばしたものである。かうした裏向的諒解乃至揉消運動が奏功すべき地位に御本人が無事に納まつてゐればゐる程、この消息に通じてゐる軍部の一部少壯派その他は愈々激しく憤激し憎惡し、同時に此疑惑は益々濃厚化されて行つたものである。而も床次氏は岡田大將に組閣の大命降るや國家的大局から寧ろ同志を賣り同臣に納まつた。氏の無節操な政治的足跡に照して政界一般の輿論反感をすらそゝり立てた。特に岡田內閣はその組閣に當つて、小原拓殖院長の閣僚帳に照して、綱紀問題その他公私の關係に絕對陰影なしと云ふ人物でなければ入閣せしめないと云ふ、所謂大臣就任テストをやつたのである。然るに當然問題になる筈の床次氏が、頗る無事にこの關門を通つて居り、御本人も始として恥づる所なき狀態であるので、間もなく例の怪文書（寫眞參照）が反撥的に飛出したのである。即ち今回斯く重大化した抑もの發端は、昨年九月に發せられたこの怪文書からである。當時我が帝都日日新聞が同月二十六日の紙上に事件全貌を掲載し、初めて社會表面の問題として提供したのである。聽て彼の怪文書出版の犯人として、元憲兵特務曹長野島何明氏及び新聞記者山科敏氏以下數名が憲兵隊に逮捕され、取調べが進むにつれ陸軍省調査班田中清少佐等其他現役軍人中に直接間接の關係者があり、×軍青年將校有志と云ふ署名が、必ずしも眞赤な嘘ではなかつたと云ふ事情が判明するに至つて、俄然軍及び司法部を中心に、特に重大視されるに至つたのである。斯くて憲兵隊でもこの眞相を斜明すべく捜査を續け、一方政黨助でも密に調査を進め遂に六十七議會休會明け劈頭政友會山口義一氏先づ本會議で床次遞相に第一彈を投じ、更に豫算總會に於て小林錡、津雲國利兩代議士に依つて第二第三彈が投ぜられ、更に豫算第六分科會席上同じく政友會の世耕弘一代議士に依つて三度び問題化されたのである。この爲め同分科會は大混亂に陷り開店休業一再ならず、床次遞相は憤然席を蹴つて退場する等の激しい場面を展開し、而もなほ遞相に對する疑雲は毫も弛はれず、今や政治問題として最大級に發展し、まかり間違へば、現岡田內閣の命とりとなるやも知れぬと云ふところまで迫ひ込まれたのである。即ち我等はこゝに議會に於ける速記錄或ひは各方面報道消息を集めて五十萬元事件全貌を提供しようと思ふ。

疑惑の重點と床次通相

鶴岡は未だ重大ではあるが内容は簡單である。卽ち床次氏は時の政府田中内閣の張學對支政策に反對し、田中外交に對立する南方政府を支持し、昭和三年の南京政府訪問、更に北上して張學良と會見する等、歷史するに至つて張學良から銀五十萬元、時の相場で邦貨に換算すれば四十五萬五千圓を貰つたと云ふことなのだ。然し事柄は簡單で、取引は單純であつても、この五十萬元授受の意味は重大である。當時政界で專ら叫ばれたのは「外交問題を政爭の具に供すな」と云ふ聲、これぞ渺茫たる輿論として何人も否定することは出來なかつた。卽ち昭和二年濟南事件を中心として支那全土に亘る排日侮日の行動が日を逐うて猖獗を加へ、而も排日抗日運動の總司令格として驕慢不遜を極めた張學良に對して、政府は山東出兵を機として徹底的に膺懲する必要があると云ふので、現地中央共に最後の手段に出づる外はないと云ふ重大な時期にあつた。殊に同年開催された東方會議の決議に基づく所謂田中對支政策の漸くその緒に着かんとした際である。床次氏は先づ對支問題に關し所見を異にすると云ふ名目で昭和三年民政黨を脫黨、一家の子郎黨を引具して新黨俱樂部に立籠り、曰く南京政府卽時承認、山東卽時撤兵、支那領土獨立尊重及び鉄道利權回收等反對と云ふ樣な綱領を掲げ田中外交に眞向から反對した。而も其年の暮には赤塚關岡などを伴ひ滿支旅行を企て、わざ〳〵現地に渡つて田中對支政策をひつかき廻すべく、南支を一巡、北上奉天に入り、既に昭和三年正月正式に國民黨に加入し國民軍副司令となつた騎兒張學良と密に會見したのであるから、餘程深刻な相談をしたであらうことは想像に難くない。現に赤塚氏は元奉天總領事として張父子とは極めて親密な間柄であり、張家の家庭敎師だつたまで定評あつた人物である。床次氏とは同鄕の關係で早くから懇接な間柄である。鶴岡氏は滿洲で赤塚氏と組んで盛んに利權漁りをしてゐた人物、當時は床次氏の新黨俱樂部に赤塚と共に代議士であり、兩人とも御大の双腕と稱せられたものである。その赤塚氏が田中外交排擊の急先鋒であつて、彼の張作霖爆死事件所謂某重大事件當時會ふ人毎に田中大將の惡口、田中外交の攻擊をしてゐた事實もある。斯かる關係に結ばれた人物が風雲急を告げた彼の如き日支の形勢を舞臺として、學良と密語を交したのであるから異常な注視と疑惑とを惹けられたことは當然である。而も幾何もなく滿洲事變勃發して發見されたその證據、銀五十萬元の受取證が凡てを物語つた。受取證の日付昭和四年八月十三日、これは正に床次氏一行の滿支旅行の翌年ではないか。恰も床次氏の新黨俱樂部時代は全く政治資金に窮し、政友會を切り崩して新黨を樹立しようとの計畫も容易に果どらず、資金集めに汲々たる際であつた。殊に——これも最近の事情と酷似してゐるが——田中内閣が、所謂滿洲某重大事件で内閣崩潰の危機に直面し、同時に政友會内部から田中總裁追ひ出し運動が起つた。卽ち床次氏はこれを機會に宿願たる政友會總裁として田中大將の後を繼ひ、よくば次期政權をも獲得んとし政友内部と呼應して猛烈に働きかけた。所が昭和四年七月田中内閣崩潰し、幾何もたく田中大將の急逝によつて犬養氏が政友會總裁となつた爲めに、床次派の工作は一切が瓦解に歸したのである。消息通の談によれば、當時學良からの金が、も一歩早ければ床次は一大新政黨を作り次期政權にもありついたかも知れず、間違つても政友會總裁にはなつて居た筈だと云ふことである。ところが皮肉にもこの五十萬元は田中・内閣瓦壞の翌月、卽ち四年八月十三日に授受されてゐるのである。一說には此金が間に合はなかつた爲めに床次氏の大久保の新邸が出來たとも云はれてゐる。何れにしても當時の床次氏及びその身邊が金策に狂奔してゐた事實は、今日現在と同樣に、政界、財界、軍部らの取沙汰であつたのである。そこへ受取證があり、軍の電報があり、赤塚氏が必ずしもこれを否定せず、鶴岡氏亦床次氏の爲めに辯ずる形勢もなく行方を

聞ましてゐる所から、恐ひ半ばに過ぎるものがあらう。元來數くも滿洲事變以前までは日本の政治家が、支那を舞臺に彼等所謂要人といろ〳〵な繋りを持つて抗爭反目し、これが國內政局に多かれ少かれ結びついてゐた事實は、未だ一般に記憶されてゐることゝ信ずる。つまり、その如くして、床次氏が餘りに遠り過ぎた結果が斯かる重大な問題を生み出したに外ならぬのである。殊に無節操政治家の典型の如く寧ろ進んで豪膽振りを一國家的見地に立つて」などと豪語し、氣を買り、同志を買り、高が伊食大臣位にありつかうと一再ならず裏切り行爲に出るから、人は云ふのだ、聽て「國を憂る」位平氣でやるだらうと。豪膽豪膽にも程度がある。日本人の度量は日本の國境を越ゆる程に大きくては困るのである。」

賣國事件の全貌を暴露

山口義一氏衆議院本會議の獅子吼

第六十七議會休會明け第二日は貴族院本會議における美濃部達吉博士が人權蹂躙問題を提げて起ち、衆議院本會議では政友會總務山口義一氏が、此五十萬元事件を捉へ大獅子吼したので、院の內外は久振りに異常な緊張を呈し、早曉から押寄せた傍聽人は既に開會前ギッシリ一ぱい立錐の餘地なく、院外にとり殘されたものは蜿蜒蛇の列を作つてゐた。午後一時振鈴と共に議場に參集した議員は何れも緊張した面持ちで議席につく。殆んど空席とてない。貴族院議員傍聽席は多數殿樣連が詰めかけて貴賓席まで滿たされてゐる狀態であつた。同廿分濱田新議長開會を宣し、山口義一氏登壇。現內閣の綱紀問題について政府の所見を質すと冒頭して堂々時餘に亘り、床次遞相に對する所謂五十萬元賣國的事件の全貌を暴露し、こゝに今議會に第二の新たな爆彈を投じて彼の大波瀾の幕を切つて落したのである。以下氏の同本會議に於ける演說速記錄をこゝに採錄したものである。」

小原法相、閻魔帳を見落したか

一（山口義一君登壇） 私は現内閣の綱紀問題に就きまして、政府の所見を質したいと思ふのであります。――私は單なる噂に動かされて、人を傷つけんとする者ではござりませぬ。綱紀問題を取扱ふに當りましては、此は虚心坦懐に國家の大局に立つて、出來るだけ人の缺點に就ても、其小さい過失缺點は看過すると云ふ寛容なる態度を執らなければならぬと考へて居るのであります。齋藤内閣が綱紀問題で倒れて、今次岡田内閣が綱紀紊亂の展で、天下の注目を集めるやうなことがありましては、此は國家に取つても非常な不詳事であり、又外國に對しても、此は日本の名譽であるとは思はない。（「ヒヤ〳〵」）で出來るだけ愼重なる態度を以て臨みたいと考へて居るのでございますが、其事には限度がある。見遁さんと欲しても見遁すことが出來ないほど顯著なる、而も重大なる綱紀問題が現れ、而もそれが單なる綱紀問題でなくして、我國の國是をも汚すと云ふやうな虞れのある綱紀問題が現はれましては、此は國家の爲に綱紀の大本を正さなければならぬと思ふのであります。（拍手）官紀の一端を肅正しなければならぬと思ふのであります。殊に岡田内閣は組閣の當初、岡田總理大臣が組閣本部の總理大臣官邸に現在の司法大臣、其當時の小原控訴院長を招いて、所謂閣僚となるべき人の身許調をした其上で、閣員名簿を捧呈したと云ふことは、當時の都下の新聞の一齊に報道する所であります。――世間に於ても岡田總理大臣の此綱紀肅正的態度を以て、閣僚となるべき人を人選したといふことに對しては、餘程信用を得て居る。そこで此岡田内閣は、他の事は兎として、綱紀肅正だけはやつて行くであらうと國民が考へて居る。さういふ風に國民に思はせて置いて、さうして悪い事をしては、此は二重の意味に於て現内閣は責任を有たなければならぬと思ふのであります。（拍手）

怪文書に躍つた逓相の舊惡

そこで私は床次逓信大臣に御尋ね致しまするが、あなたは昨年の八月に、皇國青年將校有志と云ふ名に於て、あなたが張作霖より五十万元の金を受領したと云ふ印刷物を、全國に數十万配布されたと云ふ此事實を御承知でありますかどうか、此事に就ては私も以前から聞いて居つた。（「古い」「時効時効」「默つて聽け」と呼ぶ者あり）古くから聞いて居つた。此が新しい事件となつて現れて來たからして、こゝに尋ねて居るのである。古い事件として左樣な事は噂に聞いて居りましたけれども、私はまさかに左樣なことがあらうとは何にして居ないし、又單なる噂を取上げて、こゝに之を兎角の問題にしようとは考へて居ない。併し乍ら昨年の八月以來、此が新しい事件となつて現れて、而も斯の如き印刷物は一度世間に流布されますと、此は傷

ぬ事の實のやうなものでありまして、或は消えるかと思ふと又現はれて來る。現はれたかと思ふと又消えるといふやうなことで、それを放つて置きますと、段々と人心の奥深く滲込んで參りまして、遂には拔くことの出來ない信念となるやうなことになつては、此は洵に床次君に對しても御氣の毒であり、國家に對しても遺憾なことでありますからして、から云ふ問題は此際はつきりとして置かなければならない。有るならあると、此問題ははつきりとして置かなければならぬ問題であると信じますから、敢て此事を床次逓信大臣に御考へを致すのである。」

現役將校多數關係した怪文書

此印刷物が初め出ました時に、此は何か政黨に關係のある人が、政府を傷つけるが爲にやつた仕業であらうと云ふやうに考へて、政府の方でも段々調べて見ると、此に政黨員の關係せるものでなくして、之をやつた者は眞實の軍人であつた。そこで此野島曹長外二人を憲兵隊に於て十五日間檢束を致しまして取調べましたる結果、此印刷物に關係して居る者十數名の將校——上は將官から佐官、尉官に至りまするまでの十數名の將校が、之に關係があると云ふことを、此野島曹長が憲兵隊に於て自白した。そこで此等の關係のあると云ふ將校に當つて見ますると、單獨の程度の差異はあるけれども、何等かの形に於て此印刷物に關係があると云ふことが、はつきりと分つて來た。そこで陸軍に於ても、此は何とかしなければならない。何等かの形にて、何者かを犧牲として、此問題の結末を付けなければならぬ。所が陸軍の方で色々研究して見ても、大體張學良から床次氏の代理として赤家正助、鶴岡和文と云ふ人の此五十萬元の受取、此受取を中心として、床次君が五十萬元を張學良から取つたと云ふ、此印刷物がありますから、陸軍省の方でも、何も此は公文書を引出して、さうしてそれを印刷にしたと云ふ譯でもなし、官紀紊亂と云ふ樣のこともないから、して、さう云ふやうな罪にするといふ譯にも行かないからして、結局此は祕密出版に關係したといふ點を論ずるといふより外仕方がないといふので、其十數名の將校の中の、此印刷物に最も關係の深い者を處分した。軍法會議に附した。之に依つて此印刷物は學園青年將校と云ふ名前に藉りて、何處の何物か分らない者が出したやうな、左樣なものぢやない。現役に勤務する所の我國の陸軍の將校の一團が出した所のものであると云ふことが、此ではつきりして來た。そんな無責任なものぢやない。そこで古いとか何とか言つた人があるけれども、今迄は噂としては取上げなかつた。新しい事件として昨年の八月からこゝに現はれて來たからして、此は床次氏の爲にはつきりしなければならぬと云ふのは此點なのである。（拍手）

課長（清田圀松君）　調査書提出の際、厳封にして下さい。」

怪文書の書くべき内容

（山口岩穴さん）そこで此事件の発端、即ち満洲の現に現役に勤務する將校の一團の出した決議の、此印刷物には何と書いてあるかと云ふと、それは昭和三年の頃に宋次氏が民政黨を脱黨して、さうして對支政策に就いて所見を異にすると云ふ聲明書を出して、支那、滿洲の方面を旅行した。さうして國民政府に巴を御世辞を並べて歸つて來る頃から、張學良の排日の運動が非常に熾烈になつたと、かう書いてある。さうして歸つて昭和四年の頃になりまして、田中内閣が將に倒れんとする時に、表面正當な關係と關係のない文書を證據として、張學良の所へやつて、さうして五十万元を受取つた。而も此にはかう云ふ風に書いてある。滿洲の軍閥を操縱すると云ふ條件の下に、張學良より五十万元を受取つて、さうして關東軍の作戰計畫の一切を知つて居る人を代理者として受領書が出した、と云ふ風に書いてある。而して昭和六年の秋に、我が關東軍が張學良を攻めましたる時に、偶々張學良の邸宅を宅捜索致しましたる時に、其金庫から此受取書が出て來た。此に於て宋氏の方では非常に狼狽をして、關東軍の方に抹消し訂正をした。かう云ふ風に書いてありまして、結論として、此は我が生命たる滿洲を賣物にする所の、國を賣るの行爲である。かう云ふ風に斷定を致して居るのであります。此中心を成す所の此證書、此證書の原本は、陸軍省の軍務局の軍事課に保存されて居る。それが出て來て、それが中心となつて此印刷物が出來た。

受領書發見、奉天機關本省に打電

更に又此五十万元の受取書と宋次氏との關係に就て、陸軍の方では公文の電報が、こゝに又其寫眞が世の中に流布されて居る。此は昭和六年の十二月の十日の日付でありまして、發信者は奉天の特務機關、宛名は次官と書いてある。さうしてから番號がありますが、奉天二百三十九、瀋陽三百四十六返と書いてあります。それに依ると云ふと「九月二十四日學良關係の件、學良自筆の書類の中より發見せる日本人の受領書に、前奉天總領事林正助及び副官友會代議士藤田和文連名の五十万元受領（昭和四年八月十一日）のものあり、又大正九年張作霖時代、町野武馬が金二万三千円受領のものありたり、前者は宋次氏が支那を縦り南京にて國民政府に御世辭を言ひ、又北方をも廻りたる時期と考へ合せば何等かの邪推をし得るにあらざるか、町野の方は餘に深き意味に考へ當ることなし」と、かう云ふ電報、此が奉天特務機關から陸軍次官に對して來てゐる。此電報は陸軍省にちやんとあるのでありまするが、斯くの如く公の電報で、宋次氏の

重大なる名譽に關することで、斯くも熾烈にやつ付けられて居つて、床次氏は何と御考へになるのでありまするか。此は單なる何者が出したか分らぬやうな左樣なものではないのである。責任者がはつきり分つて、誰が出したか、此電報を打つたる軍人も私は知つて居るけれども、それは床次氏が陸軍大臣に御願きになつたら、尚ははつきりするから、御願きになつたら宜しい。かう云ふ風に此電報に於て、床次氏が五十万元を張學良より受取つて、さうして此既得權益を抛棄することを約束したと、かう云ふ風なことを疑はれてをりまする以上は、どうかして此際疑ひを晴らさなければならない。」

銀五十萬元は果して床次氏へ？

更に又私が調べましたる所に依ると云ふと、此印刷物が昨年の八月から問題になつて、色々と憲兵隊で此關係者を調べて、さうして此赤塚正助君などを調べましたる所、それは最初に於ては此五十万元の受取と云ふものは、此はどうも商取引の關係で渡したものである。かう云ふやうなことを言つて居つたのでありますけれども、どうもそれは辻褄が合はない。色々責められた結果、結局事實を白狀致しまして、正金銀行から床次氏に送金をしたものであると云ふことを申したと云ふことである。更に最近私の友人が此赤塚正助君、最も近い親戚の者から聞いた所に依りますと云ふと、どうも赤塚もあの金の問題に就て疑はれて居る。張學良の祕書の陶尙銘、此は只今は天津に居つて、天津の軍事委員會北寧分會參事と云ふ役目を有つて居る陶尙銘、此は當時は張學良の祕書であつたのでありますが、此はどうも赤塚が中間に於て、あの金を着服したのぢやないかと云ふやうなことを疑つて、さう云ふやうな言葉を漏らして居ることを。赤塚君は非常に憤慨して、此は洵に怪しからぬ。自分は、床次氏は鄕里の先輩であるから、自分からこんなことを言つて歩く譯には行かないけれども、併しながら此が問題となつて、眞相をはつきりしなければならぬやうな時になつたならば、自分は自分の寃罪だけは雪がなければならぬと云ふことを言ふて居ると云ふことを、此赤塚君の親類の最も近い者が、數日前私の友人に話した。これ等の事實は兎に角と致しまして、姑く措くと致しましても、抑々誰が一赤塚、一鶴岡に對して五十万元と云ふ大金をやるべき道理があるか。此はもう言を俟たずして明かである。又床次氏に對しましても、幾ら日本の重要なる政治家であると云つても、張學良のやうな狡猾なる政治家が、何の謂れもなく五十万元と云ふ金をやる筈がない。一回か二回面會した位の人に對して、何等の謂れもなく、何等の條件もなしに、五十万元と云ふ大金をやるべき道理がない。此は常識を以て判斷しなければならぬ。私が此問題が彈劾の網紀問題ぢやない。重要なる性質を有つて居ると云ふのは此點である。曾て本議場に於

で重要の職責を以て除名された人があるが、それよりも一層重要なる性質を有つて居る問題であるとして、真劍に考へなければならぬと云ふのは此點であると、私は思ふのであります。（拍手）

甚だ臭い床次氏等支那旅行の目的

扨々床次氏が支那を旅行したのは一體どう云ふ心境で、どう云ふ時に床次氏が支那に旅行したか、昭和三年の秋民政黨を脫黨して、對支政策に就て所見を異にする、かういふ聲明書を出した。言ひ換へますると」對支政策に就て新機軸を自ら開拓しようといふ新たなる政治行動を爲したる時である。此聲明を爲して、此積極行動を爲して、床次氏は支那に旅行した。南京に至つては蔣介石と會見をし、其他の國民政府の重要なる人々と會見をした。而に北に上つては、奉天に於て張學良と會見をした。當時日本の政府の執つたる對支政策といふものはどういふ政策であるか。我が帝國の其當時の對支政策、此は申上ぐる迄もなく、田中内閣に於て東方會議を開いて、對支强硬政策を決定した時なんである。支那に於ける所の日本の既得權益は、飽迄で之を確保する。滿蒙の土地に於て動亂が起つて、さうして日本の既得權益を侵し、日本人の生命財產を侵害するやうな事があるならば、其動亂が何れの方面から來るとを問はず、斷乎として之を排除しなければならぬと云ふ、此對支强硬政策を執つた時なんである。張學良は此强硬政策に對して非常に恐怖を感じ、壓迫を感じたことは當然のことでござりまして、現に張學良は之に對する對抗運動として、排日運動、抗日運動を續けて、執拗にやつて居る。此張學良と此日本の政治家との會見なんである。

田中内閣の對支强硬政策を妨害

此時に床次氏が田中内閣、其時の帝國の外交方針と同じやうな意見を有つて居りまするならば、張學良は假にも五十元と云ふ金を遣るべき筈がない。道理がないぢやないか。こゝに世人の疑ひが存在する。其當時の新聞に、床次氏が支那に行つて、新聞記者を集めて言つて居ることには、それは床次氏が國民政府の人々と會つて、十二月十三日南京の日本の新聞記者團を安樂支店に招待して、今回の滿支の目的及び來訪後の感想を發表致しましたる時に、から云ふことを言つて居る。自分は日本に歸つたドは、自分の見解を基礎として公平な態度を以て、新しき對支政策を確立する考へである。若も現政府が予の政策に賛同し、予に追隨して來るならば兎に角として、それでなければ予は國民の立場から、自分の政策を堅持して進む考へ

である。此點は支那側でも能く諒解して呉れたと思ふ。かう云ふ風に新聞記者團に話して居るのでありまして、此點が世人の疑惑の存する所である。此印刷物には床次氏は旅順、大連の還付、滿蒙の既得權の拋棄を條件としてと書いてあります。」私は少くも我が對支強硬政策を軟化すると云ふ位の約束はしたものであると信ぜざるを得ないのであります。（拍手）事こゝに至つては、此は單なる金錢問題ではない。單なる綱紀問題ではない。此は我國の國是を汚す所の、謂はば國を賣るの行爲であると言はなければならぬのであります。（拍手）

床次氏は果して賣國奴？

抑〻滿洲は我が生命線である。日淸、日露の役に於きまして、幾十万の同胞が碧血を流して贏得た所である。其の滿洲の既得權を拋棄するやうな口吻を漏らしたと云ふやうな疑ひを掛けられて居る。金を取つたと云ふ。張學良は如何なる人物であるか。排日運動の總指揮官、抗日運動の總司令官。今日でこそ見る影もなく落魄して居るかも知れないけれども、滿洲事變以前に於ける彼の日本に對する態度と云ふのはどうか。憤夫をして何ぼ立たしむるやうな傲慢無禮なる態度を有つて居た。此張學良から五十万元の金を、生命線を賣つて取つたと云ふ疑ひを掛けられては、此は床次氏としても命を賭しても、此疑ひだけは晴さなければならぬ問題であると思ふ。（拍手）他の問題ぢやない。他の小さい金錢問題、綱紀問題の非難攻撃であります以上は、知らぬ顏して頬被りで通つて行くと云ふことも、これは或は大臣の風格として、人はそれで承認するかも知れませぬけれども、問題は國を賣つたと言はれて居る問題だ。此問題に就ては、どうしてもあなたは命を賭しても疑ひを晴らさなければならぬ問題である。此に於て私は敢て問ふ。あなたは張學良より五十万元を取つたのか取らぬのか。取つたにしても條件が附いて居つたか居らぬのか。若も左樣なことが事實無根であるとするならば、どうして此疑ひを霽すのであるか。明瞭なる御答辯を願ひたいと思ふのであります。其他床次氏に就ては色々の綱紀問題の噂がある。告發も出て居ると云ふことを聞いて居るけれども、左樣なことは私は問題としない。左樣なことは只今見遁して置く。此問題は、此は即ち帝國の國是を汚すと云ふ重大なる問題でありますから、此機會に於てはつきりと明にして置きたいと思ひますから、明瞭なる御答辯を願ひたいと思ふのであります。（拍手）（國務大臣床次竹二郎君登壇）

遞相棚曝しの問題と嘲ふ答辯

國務大臣（床次竹二郎君）只今山口君から大變御親切な御注意がありまして、これは深く感謝致します。但し仰しやる所

は山口君の決定で仰しやるのであつて、其事實に就ては私は御同意を表する譯には勿論いかぬのですが、成程私は支那を廻りました。廻つたのは昭和三年の十二月であつたと記憶しますが、其當時日支の間は紛糾を重ねて、解決せざること、どれだけでありましたか。一年であつたかと記憶しますが、もう確つかり覺えませぬけれども、日支の間が、紛糾解けざること日を重ねると云ふことは、兩國の爲に甚だとらざる所であると云ふ考へは有つて居つた。一度支那にも行つて樣子を見たいと云ふ考へは疾くからあつたのを、十二月になつて初めて實行したのであります。併しながらそれは單に唯それだけの話ですから、向ふに行つては向ふの事物を、樣子を眞に見聞して來たいと云ふだけのことです。自分の意見を其間に挾むと云ふ考へは、初めから持つて行かなかつたのである。兎角語は變な工合で、何か私がお世辭を竝べたなんて、そんなことは勿論ありやうもないことです。私は兩國の間の問題が解けずして長く居ると云ふことは、由つてそれが爲に兩國間の大事を惹起することがあつては甚だ宜くない。だから向ふの樣子も見て、盡せるものなら盡して見たいと云ふ志だけは、確に持つて居つたのです。それで人から見れば何の用もないやうであつたけれども、行つたんです。出發する際と云ふか、歸つてから聞くと云ふと、私の暗殺の計畫があつたやうにも聞いて居る。さう云ふ所に何も行かぬでも宜いですけれども、併し兩國間の

大事を惹起すと云ふことは面白からぬことだから、事情が分るなら分らして見たいと思うたのである。」

逓相が語る當時の對支事情

廻つた處は、南京と濟南と奉天に行きました。奉天に行つたから學良にも無論會ひました。併し歸つて來て私の執つた行動は、どう云ふことであるかと言へば、今即座には記憶しませぬが、吾々は其當時新黨倶樂部でありましたから、對支意見を發表した。其中の一つは、南京政府は速かに承認するが宜からうと云ふ意見。もう一つは濟南事件が縺れて解けずに居つた。こちらは保障を立てろ、さうすりや撤兵する。向ふは兎も角首筋を押へて居つては困るから、其手を解いて呉れ、それから撤兵の相談をしよう。かう云ふことで揉めて居つたのです。私は實際行つて見て、そんなことで爭はぬでも、事實は間もなく解決が出來ることだ。斯う思うたから、三箇條ばかりの意見であつたと思ひますが、其中の二箇條は今申す通りの事である。それで之を田中總理に意見を言つた。議會でも其當時の新黨倶樂部として意見を發表した。田中總理は議會に出て、吾々の意見に賛意を表したのである。それから間もなく南京政府は承認になつた。さうして濟南も撤兵になり、同時に解決せざりし所の南京事件も解決を致したのです。自分は誠に國家の爲に盡し得たと、今にも信じて居る。（拍手）其間何等畫策

の犧牲を拋棄するなんて、何處からさう云ふことが、今のやうな考へを有つて居る私として考へ得られますか。（「ヒヤ／＼」拍手）國家の爲に微力を盡さんとする者が、さう云ふ輕々に滿洲の權益を拋棄するなんぞつて、到底出來ないことです。のみならず、私から言へば、私は大體大陸に志を有つて居る一人である。遠からぬことです。少し話が古くなるけれども、御話をすれば三派聯合内閣の時分に、軍備縮小論の起つたことがある。或は師團を半減するとか、或は四個師團を減ずるとか——其當時吾々は在野黨として、軍備縮小の時機ではあるまい。明治御一新以來、吾々は大陸に志を有つて居る。未だ其事が行はれぬ時に、輕々に軍縮をすべきではあるまい。軍備擴張なら宜しいが、軍縮は宜しくないといふことを、單獨の、唯一の野黨として唱へたことがある。（拍手）斯様な志を有つて居る者が、今のやうなことを考へろと言つたつて、考へられるものぢやありません。（拍手）」

怪文書など眼中にもかけぬ

大體人を品評するには、彼が如何なる人物であるかといふことを見てすべきものです。私は此事を「青年有志」といふ名前で何か出たといふことは聽きました。一寸見ただけのことで内容も見ませぬ。一體を言うて居るのであるか、全體本當に議論があるなら、堂々と名乘つて私の所へ來られゝば分る話である。（拍手）學生青年だとか　やあ何だとか言つて、名前を隱したものを以て私に難を吹きかけるといふのか、何と言ふのか、そんなことをされる必要はありませぬ。（拍手）私の身體は何時でもさらけ出して居る。先刻も申した、昨に南京、上海に渡つた時でもさうです。暗殺計畫はあつたのか無いのか知らぬけれども、お鬪手だ。何時でも宜しい。此身體は國の爲に御用に立つ時は、亡くなされてもちつとも差支ないのですから（拍手）そんな匿名なぞで議論をするなんて抑々何ですか。一體……（「ヒヤ／＼」拍手）それのみで他のことは御答へする必要が殆どないと思ふ。（拍手）堂々と名乘りを揚げて御出でなさい。堂々と名乘りを揚げて御出でなさい。（「確つかりやれ」「本當だ」と呼ぶ者あり拍手）それでありますから、私はそんな「パンフレット」なんぞは能く碌に見もしない。其後何であるか小さな新聞に何か載つて居つたことがある。あゝ又何かやつて居るなと思つただけのことです。

元來此事件は一番初めは大養内閣の組織されんとする當時に、一寸國民新聞に載つたことがある。其時は私だけの名前ぢやありませぬ。外の人の名前も載つて居つた。其時からのことです。もう慟哭しの古い問題です。（笑聲、拍手）今時分どんな名前を變へて來ようと、實體に變りはないのです。若し眞實變りがあるなら、先刻申す通り名乘つて御出でなさい。名乘つ

て御出でなさい。其代り自己も覚悟をして御出でなさい。何時でも出来ることです。それですから新聞を見た時でも、私は」散つちらかしです。

敢へて辯解は致さぬ積り

で、此點は——併し洵に山口君に御厚意を感謝します。苟くも政治家として汚名を蒙せられた際には、之を明かにするのが」如何にも本當だ、御尤もです。そこに御忠告下さることは深く感謝致すのです。併しながら私は又かういふ考へを有つて居るのです。大概の事は未だ曾て辯明したことはないのです。嫌ひです。いや、つべこべ辯明しても信じる人は信じるし、信じ」ない人は何處までも信じないのですから、言ふだけ餘計なことですから、まあ私の過去を考へて見ても、私は自分の一身上の事を辯明したことはありませぬ。(出來ないだらう」と呼ぶ者あり)出來る出來ないなどゝ、人の眞面目に言ふことを、どなたですか、そんな裏を言ふのは……(笑聲)そこで辯明したことはない。殊にだ、此問題の如きは今更辯明でもないのです。もう數の生じた問題だ。それを辯明でもなし、況や私もそれは考へないでもない。如何にも政治家としては斯くあるべき論」であります。それは普通ならば……併しながら昨今の世態を顧み、自己の立場が今どんな所にあるかといふことを考へる時に、一々辯明するのが宜いのか、默つて居る方が宜いのか。御好意に背くやうですけれども、私は今の世態に鑑み、自己の立場をよく觀みて、折角の御注意には應じられぬ考へを有つて居る。さういふ態度を今までも執つて居ります。(「大統領と」呼ぶ者あり、笑聲)

只今又重ねて大變御親切な御言葉であつて、色々問題を聞くやうだが、それは大した事でないやうだから見遁して置く」といはれる。決して御見遁しに及ばぬ、ドン〳〵言うて下さい。(笑聲)

調子に乘つて床次氏大見得

私は自分が此間から、大分此は世の中で問題にされて居るな。何が出るのか知らんと思つて新聞を見て居るといふと、いい加減ありますよ。(笑聲)それを御見遁しになつたんだらうと思ひますが、鹿島水力といふのと、それと名前は知りませぬが、熱根縣邊りの水力會社がある。それが長い間暗嘩をして居つたのが、此頃手打になつた。それで去年の九月頃でしたらうね。そこの會社の人が見ねて、まあかういふ譯になつたから、一杯飲むから來んかといふことで、私行きました。私ばかりぢやない、隨分他にも知つて居る顏の人が餘計行きましたが、それが此頃新聞で、何でも疑獄問題になつて居るといふと」

とです。裁判問題になつて居れば、孰れ何とか片づくでせうが、私が金でも取つたらしい風です。（笑聲）然るにだ、事實其問題の解決したのは、私も調べて見ないから知らぬけれども、私が遞信大臣になる以前の事でせう。さうして確に行つて挨拶したことは覺えて居る。洵に御苦勞出度い事ですと言つた。併しだ、話を聞いて見ると、私は正實でなくして、前任者が寧ろ御馳走になつた方が宜ささうだが、まあ併し御馳走になるのはいゝワ、（笑聲）と云ふことで頂戴したことがある。苟くも遞信省に關係のある會社から御馳走を受けると云ふことは、餘り善い事ではないかも知れぬが、併しまあそこらは咎めるべき譯でもないでせう。それに金でも取つたやうに、告發とか、或は告訴といふのですか、何か裁判所に出て居るさうですが何もないことです。それだけのことです。それから何時ぞやは、此の私の知つて居る人でありますが、岐阜縣に何か土木工事があつて、私の友達二名、知つて居る人で調べられたとかいふことがあつた。さうしたら其事にも床次が、鐵道大臣で關係があると云ふことを言ひ觸らされたことがある。鐵道大臣には相違ないが、牛憎其當時には鐵道省關係の工事はない。聞いて見たら縣の土木工事だ。縣の土木工事に鐵道大臣が何か口入れでもしたのですかね。（笑聲）さうして金でも取つたやうに噂を傳へられて居る。（「そんなことを質問しては居ないと叫ぶ者あり」）いや、見遁してやると言はれるから、見遁すには及ばぬ。讓めさらけ出して置くのです。（笑聲）それから又何か沖取漁業なんといふことは、全體何をやるやら、私は分らぬ問題ですが、沖取漁業に何か關係して金でも取つたといふことが此間載つて居ました……（發言する者多し）

議長（濱田國松君）靜肅に

朗かに餘計な事まで口走る

それから、いや鐵道大臣の時代に何をやつた。今度遞信大臣になつたら船舶改善で金が取れたとか、色々あるです。此はまあ何があらうと、私の心に問うて何も知らぬ事であります。さういふことがあれば、御注意を下されば靜かに考へて見ます。一寸他の所まで議論が及びましたが、左樣な譯で張學良とは一遍其當時會ひましたけれども、其時はそれだけの話です。まあまあの時の話をするなら、君も隨分大きな領土と人口を控へて居るのだから、唯軍閥軍閥でなく、考へたら宜しからう。さうして滿洲を良く治められることが宜からうぢやないかといふやうな話は、挨拶にして來ました。けれども此方の權益をお前の方に上げるなんといふことは、全體話に出せもしないぢやありませぬか。（笑聲）さうして其受取書は全體私が出して居る譯でもないでせう。あなたも御覽になつた譯でもないでせうが、赤塚か誰かゞ出したといふのでせうが、赤塚が出したの

が民次郎から金を取つたと云ふのと、赤澤が――取つたか取らぬか、それは知らぬけれども、赤澤が取れば貰ふに決まつた……さういふ課のものではないでせう。友人としてどうか其邊は御斟酌へを願ひます。（拍手）さうしてこんなやうな點は、事實其通りであれば洵に怪しからぬ事でありますが、よく御調べあの上で――唯人から人、噂を聞いてかうだとか、あゝだらうとかでは、御互に此議場で論議するには少し早過ぎるやうに思ふ。（拍手）今の他の問題をあなたが見逃すと仰しやつたやうな手前、議會に記載合が再々出ることは、決してよい事ではありませぬ。（「ヒヤ〳〵」拍手）殊に事柄も外國に關したことは關東の事のやうに私は思ひます。何か先刻問何とか云ふ者がどうとか仰しやつたですが、それ等が何と言うたのか知りませぬが、それ等が、いや床次が赤澤と關係があつてどうとか云ふ事でも言うたのですか、どうですか、名前を御引出しになりましたが、私は記憶しませぬが、外國に關した事などは殊に用心したいものだと思ひます。もう御注意までもない、そんな事であれば床次は今日まで生きて居りませぬ。先刻申した暗殺事件などもです、私の心事を私が言ふ爲にこゝに申上げるのですが、私の所に大體調べして來て、あれは證物事件になつて居る、お前も一つ何とかしろと言つて、相當身分のある人、それから又相當地位の士と云ふやうな人から話もあつたことがある。併し私はさう言うたのです。私は幸ひにして洵に僅の好い關で、併々さう、ひよつくらひよつと殺されるやうなことは自分ではないと思つて居る。さうして此通り無事で歸つて來て居るので、兎に角此點に關係のあるやうなことを、假此するのは宜くないから御覺悟を願ると云つたことがある。まあ外に關したことは、決して御取り下さいの、何のと申すのではありませぬ。洵に御好意は深く感謝しますが、事柄くも國内ばかりでないことでありますから、よく御調べの上で、どうだ一言もなからうといふ所で願はくば御質問を……（拍手）大概此點を御諒解を願ひます。（拍手）（山口義一君登壇）

毒も藥も呑まれずと山口氏陳辯

（山口義一君）長々と御答辯になりましたがそれでは天下の疑ひは晴れない、眼みて他を言ふものでありまして、私が御尋ねしない所に就て長たらしく仰つしやつたことに就ては、池記錄を見て改めて質問する機會がございませうが、私が御尋ねした點に就て更に明瞭な御答辯を願ひたい。今御答へになつたゞけでは、天下の疑ひは晴れない。何處の何者が言つたか分らぬ樣な曖昧な御答辯で、此問題は、あなたと同じ政府に

勤めて居る、岡田内閣の役人が出したのですよ。陸軍の調査班の或る少佐は、此が爲に重謹愼三日に處せられて居るのであります。あなたがそれ程立派なことを言ふならば、陸軍大臣に對して此印刷物を出したのは誰だ。將校の名前を言へと言つて、あなたが取消しなければならぬ。取消を要求すると同時に、更に進んで名譽毀損罪で訴へなければ、あなたの疑ひは斷じて霽れるものではない。（拍手）更に此處にある電報も、奉天の特務機關の誰か打つたといふことを私は知つて居るが、他面あなたが陸軍大臣に御尋ねになつて、名前をはつきりさせ、それに對してもあなたが取消を要求するか、名譽毀損罪で訴へなければ、天下の疑ひといふものは斷じて霽れるものではありませぬ。それが出來ないやうならば、あなたは潔く處決するのが當然でありまして、今のやうなことを言つて世間を誤魔化さうとしても、それは誤魔化されるものではない。左樣なことに依つて頰被りをして天下を瞞過しようとしては、此滿洲の爲に碧血を流した我が幾十万の精靈に對しても相濟みますまい。左樣なことであなたは一日も晏如として　陛下輔弼の責任を盡せりと思つてお出でになるのか、此點に就て明瞭な答辯を願ひたい。尙ほ此陸軍省の役人に對して取消を要求するか、名譽毀損で訴へるか、さうでなければ、あなたは自分から處決をするか、二つに一つの明瞭な答辯を此際要求致します。（拍手）（國務大臣床次竹二郎君登壇）

國務大臣（床次竹二郎君）　私の答辯は先ので十分盡きて居ると思ひます。そんなことは自分は心に覺えがないと云ふのです。こんな簡單明瞭なことはありませぬ。それで盡きて居ります。（拍手）それから何時でも問題が起つた時に、之を明かにする途を執るか執らぬかと云ふことも、御話の通り誰にそれも一であらう。併し私は今我國の世相に鑑み、自分の立場に鑑みて、さう云ふことはやりませぬと言ふのです。此もはつきりして居る。それから先は陸軍の大臣の方でどうかしようと、陸軍青年將校が何とかしようと、それは御勝手であります。私は一向さういふ所へ交渉を附ける考へは有ちませぬ。（拍手）

陸相、糾明の要を言明す

豫算總會で小林錡、津雲國利兩氏の肉薄

山口縣二區の第一陣で先づ眞向から致命的一太刀を與へた後を承けて、一月四日の衆議院豫算總會席上政友會の小林錡代議士は再び此問題で猛烈な追撃戰を展開した。同氏の糾問演説では問題の主人公荒正助氏と會見した内容を一問一答の形式で發表し、又後に問題となつた怪文書出版の責任者元憲兵特務曹長野島幾明氏に對する檢擧關係を詰問し、怪文書に陸軍省内部の現役將校が直接關係して居り、軍部内では早くから非常な問題になつてゐた事情を明かにした外、元張作霖軍事顧問であつた町野武馬氏の言明や、鵜岡和文氏の筆友、又は知人である元府議議員佐藤藏三氏、城南區々會議員加藤榮吉、松川新吉氏等の當時に於ける鵜岡氏の言動等について詳つた有力な言明や多數の關係を示して鋭く迫り、爲に宋次官は最早答辯せぬと激昂する等の場面を演じ場内外に亘つて異常な緊張を見た。殊に同じく政友會の津雲國利氏が、小林氏の質問に對し結論的に起ち、林陸相、小原法相と渡り合ひ、而も林陸相をして遂に此の問題の徹底糾明の必要ある旨の言明を導き出したことは、それ自體多大の效果であつたばかりでなく、問題を更に深刻に發展せしめた觀があつた。特に津雲氏は陸軍内部に於ける少壯派が此問題を非常に重大視し、徹底的糾明すべきであると云ふ強硬な意向ある事情を察知し、極めて巧妙な告戰を演じたので、軍部内に重大な反響あつたことは勿論、之に依つて在鄕軍人及び諸種の愛國團體が蹶起し、疑獄糾問の猛運動を開始する等、問題は單に議會に止まらず院外に大衆運動が行はれると云ふやうに波紋を擴大しつゝ、床次逓相に對する疑惑は漸く拭ふべからざる深刻なものとなつてしまつた。殊に小林、津雲兩氏の演説に依つて、司法部は勿論、軍部に於ても假令非公式にもせよ徹底的調査に依つてその眞相を決しなくてはならぬ羽目に陷つてしまつたのである。即ち同日の豫算總會に於ける小林、津雲兩氏の床次逓相、林陸相、小原法相等に對する質問演説の速記錄を摘録すれば大要次の通りである。

爆彈第二陣小林代議士追及鋭し

（小林登壇）私は綱紀問題に就て質問を致します。惟ふに非常時の打開、所謂昭和維新の斷行は、先づ綱紀の肅正から始まらなければならぬと思ふのであります。綱紀に紊亂が生じましても、非常時の重責に在る所の大臣宰相にして綱紀を紊し其圖の亂れたる跡は未だ曾てないのであります。私は更らに人の非を擧げて攻撃するを喜ぶ者ではありませぬ。又床次逓

相は嘗て私の尊敬した先輩政治家であります。又斯の如き事を此議場に於て論ずることは何人も好む所ではありませぬ。必ずや敵を設けるのであります。併しながら此機會に於て一人でも二人でも敢然として此憎まれ役を勤める者がなければ、議會の權威、政治の神聖は保たれませぬ。私は身を犠牲にして敢然として此處に立つ積りであります。過日の本會議の議場に於きまして山口義一君より質問を發せられたる以來、床次遞相の身上に關しては疑雲は益々疑雲を生んで參つたのであります。此疑雲は既に久しくあつたのでありますけれども、こゝに更に新しい問題として天下の耳目を驚はして居るのであります。此はどうしても國家の政治の爲にも、亦床次遞相個人の爲にも、明かにされることが大切であると思ふのであります。此間本會議の質問以後に於て新聞を見ますと、閣僚が床次遞相を捉へて、君は好い機會を與へて貰つて喜ぶべきであると云ふやうなことを云つて居られたと云ふことが書いてある。私は更にこゝに、其機會を與へまして、床次遞相の爲に、遞相自身から、寃を雪がれんことを切望して已まぬのであります。併しながら如何にも私が調査する日が少くありまして、所謂足に任せて調査に忙殺せられ、質問の「プラン」がまだ十分に立つて居りませぬ。十分先輩に對する尊敬の念を維持しつゝ質問をする積りでありまするけれども、時に或は禮を失することなきを保しませぬ。豫め御容赦を得て置きます。

これぞ國家改造運動の導火線

先づ私の問はんとする第一は、世に所謂「五十万元賣國事件」であります。此事件は、遞相は過日山口君の質問に對して、棚曝しの事件だと言つて、如何にも不眞面目に冷笑されるやうな態度で答辯をされました。成程古い問題であります。併しながら此古い問題は永久に新しい問題であります。此儘に打棄てゝ置くならば、第二、第三、第四と續けて疑雲は疑雲を生じて底止する所がない。抑々此問題が起りましたのは、ズツと古い事でありまして、嘗て張學良の顧問をして居つた荒木五郎と云ふ人に、學良の秘書である陶尙銘が、赤塚、鶴岡の二人の手を通じて床次に金を渡したと云ふことを話した。其以後此が問題になりまして、滿洲から次第に國内に流布されたのであります。當時滿蒙の地に於て身命を賭して戰つて居つた所の軍部の人々は、滿洲事變の意義は二つある。一つは滿洲を獨立國たらしめて、我國の生命線を保持する。即ち外に對するもので、今一つは、國内に對する所の所謂指導者階級の墮落を膺懲し、絕滅しなければならぬ。此考へを有つて居る所へ此風説が傳はつたから非常に憤慨して居つたのであります。さうして昭和六年九月十八日、柳條溝の變を端緒として、張學良の屋敷が占領せられ、さうして所謂五十万元の受取書、赤塚正助、鶴岡和文、此間本會議に於て山口君より示されたる所の、此寫眞

に關つて居る原本が出た。から云ふことが次第に暴露せられた。聞く所に依ると、本庄司令官を初めとして、此は如何にも實質的行爲であるか、外國に對しても恐ろしい事であると云ふことで、之を秘密にし、外部に出さなかつた爲に擴がらなかつたけれども、それでも可なり廣い範圍に擴がつて來た。此が昨年又所謂皇軍青年將校有志なるものに依つて、此印刷物が出來た。さうしてこの印刷物が問題になつて、陸軍方面に於ても、或は非軍人である所の民間の三名に對しても、こゝに一つの刑事事件が起つた。から云ふことで今日に立至つて居るのであります。故に此はどうしても檢討して行かなければならぬと私は信ずる。時も迫つて居りまするから、極めて急いで簡單にやりまするが、先づ此所謂印刷物「逆賊岡田、床次を征討せよ、皇國の大義演繹に徹す」と云ふ題の下に「昭和九年八月、皇軍青年將校有志」から云ふ物が出て居るのであります。此は此間床次遞相はさう云ふやうな物があることは知つて居るが、讀んでも見ない。から言はれたが、恐らく私は讀んで居られるだらうと思ふ。御讀みにならぬならば、こゝに暫時の時間を潰して讀まなければならぬのでありますが、如何でございませうか、床次遞相讀まなくて宜しうございますか。

「（床次遞信大臣） それはあなたの御勝手で宜しい。」

受領書寫眞の原本は何處か

「（小林委員） それでは時間を取りますから、順次之を引用することに致しまして、委員長の許可を得て速記録に添付致したいと思ひます。そこで先づ陸軍大臣に御問致します。先日岡本君から本委員會に於きまして、此受取書と、それから電報の譯文、昭和六年十二月十日次官宛、發信者は奉天機關奉天二百三十九、陸密三百四十六返としてある電報、此は山口君が本會議で讀みましたが、其の終に一寸省かれて居つた點がありますから申しますが、あの讀まれた後へ「寫眞本日發送す」と云ふ文句が尚ほ入つて居ります。から云ふ二つのことに就て陸軍大臣に御伺ひしたいのでありますが、先づ第一に此受取書、」「赤塚、鶴岡兩名名義の、赤塚正助の下には「スエ・エー」と云ふ花押がしてあり、鶴岡和文の下には捺印致しませぬが印が捺してある。此は陸軍省に保管してありますか、保管してないならば何處に今ありますか、此點を先づ御伺ひ致します。」

（林國務大臣） 只今の御質疑は先日岡本君からも御話になつて居りますので、或る機會を求めて御答へしようと思つて居つた所であります。其赤塚、鶴岡兩氏の受領書が、當時奉天でありますか、其處で發見せられたと云ふことは誠に事實のやうであります。所が其受領書が何處にあるかと云ふことに就て、色々調査をして見ましたが、本省の方へは來て居りませぬ。同

よの方で保管をして居つたものと思はれます。其書が現在何處にあるかと云ふことに就きまして調査をしたが、現物は見當りませぬ。

（小林委員）

ペリー天から其書司令部が新に移つたので、其澤山の荷物の中に其書が入つて居るので、新京で調査を致したのであります。

（林國務大臣）

現物はまだ發見して居りませぬ。其受取の現物は本省の方へは參つて居りませぬ。

（小林委員）

此發受書の原本は陸軍の取扱で本省へ送つて來て居ないと云ふ話であります。私は此原本が大幅何處にあるかと云ふことの見當は付いて居ります。

（林國務大臣）

只今の點と云ふことはうつかりして居りました。私は其時の情況を知つて居りますから、此處にあります。此處にあります受書が本省へ參つて居ります。

（小林委員）

此受書の寫物と云ふものが、どう云ふ風に本省に見當らぬか、其點に關して御答へを願ひたいと思ふのであります。

（林國務大臣）

其受領書の寫物の寫しは、本省に參つて居りませぬ。

（小林委員）

此は一つ陸軍大臣の御考へになつて此書に御答へが願ひたい、其點も此結局は分ることであります。

（林國務大臣）

其點に關しましては、只今調べまして、此處にあります。寫しの所在は、よく分りませぬ。併しながら來たことは確かであります。

（小林委員）

向ふを發送されて居らなければならぬか、かう思ふのであります。來たことはないのでありますか、來たがそれがどうかなつたのでありますか。省内に見たものがありますか。省内に見た人が恐らくあらうと思ふ。其點の御答へを願ひます。

（林國務大臣）

其受領書の寫物と云ふものが、どう陸省に見にもせぬが、當時其間に暫く存在して居つたと云ふことであります。只今調べまして、此處にあります。寫しの所在はよく分りませぬ。併しながら來たことは確かであります。

（小林委員）

此は一つ陸軍大臣の御考へになつて此書に御答へが願ひたい、其點も此結局は分ることであります。徒らに

事を繁しく煩化しようと云ふ意味は私には全くないと思ふ。私は言ひたいことは言ひたいと思ふ。有つたことは有つたと云ふことに於ては、私は飽迄も有つたと云ふことを主張する。

（林國務大臣）

私は有つたと云ふことは言ひません。有つたと思ふ。

（小林委員）

お出來のであります。若し無いと仰しやるならば、有つた證據を私は參らなければ行きませぬ。有つたと云ふことは、私は飽迄も有つたと云ふことを主張する。

（林國務大臣）

有つたと云ふことは私は言ひません。有つたと思ふ。

（小林委員）

有つたと云ふことは、私は飽迄も有つたと云ふことを主張する。

軍て戦利品整理規程と云ふものがあります。尚ほ軍隊内務令と云ふものがあるとも、本荘初めて今回承知したのであります。只今陸軍大臣は張學良の金庫の中から、栗原・鶴岡両名署名の銀五十万元の領收書が、關東軍の手に入つたと云ふことは認められた。關東軍の手に入つた銀五十万元の領收書は、私は之を戦利品と認めるが、陸軍大臣は之を何と御認めになるか。」

「（林國務大臣） 只今の御質問の、此受取書が戦利品であるかどうかと云ふことに就きましては、法理上の説明は一寸私は今即座に付け兼ます。一應研究致します。

「（[illegible]委員） 尚ほ寫眞の來たことは、只今陸軍大臣は御認めになつた。其寫眞を送付する爲に發送した電報の御到着は御認めになりませぬか。

「（林國務大臣） 奉天總領事から受領書を發見したと云ふ電報が到着したことは、私は聴たと思はれます。其品物は現にはありませぬか……。

「（[illegible]委員） 御答辯を得て滿足します。仍て至急に陸軍省局は、只今の張學良に宛てゝ赤塚・鶴岡両名の出した銀五十万元の受取書が、戦利品なりや否やに就いて御調査の上、御答辯を願ひます。私は此で終ります。」

「（砂田委員長） 小林君。」

「（小林委員） 私からも一言電報に就て附加致して置きます。此寫眞を見ますと、電報譯となつて居ります。恐らく暗號電の電報と云ふものは、暗號で來て居ることゝ思ひますが、譯したものがなければ原本があらうと思ひますが、又苟くも官衙で以て手紙なり電報なりを受けたらば、受信簿なり何かに必ず記載してあるものだと思ひますが、其點は如何でせうか。

「（林國務大臣） 其點も一應調査致して見ましたのでありますが、原本の方は、かう云ふ場合には通常は暗號でありまして焼き棄てゝ居ります。そこで其譯した分が何處にあるかと云ふことは調べたのでありますが、受た電報も悉く皆全部存してあると云ふ譯ではないのでありまして、どうも整理されて居るけれども、相當に澤山あるのでありますから、さういふ中へでも入つたものであるか、それが見付からぬのであります。

「（小林委員） さうしますと此五十万元の受取書、此は張學良の邸宅を占領した時に出たものであると云ふことは御認めになりますか。先程は御認になつたやうに思つたが、もう一應伺ひます。

「（林國務大臣） 其受領書を見付けた場所が張學良の邸であるか、或は何か公館のやうな處であるか、其點についてはよ

く分らぬと云ふことであります。

奉天機關の將兵悉く憤激す

「（小林委員）　どうも贋るをかしいと思ふ。其後大分時期も經つて居ることで ありますし、向ふから歸られた方もあらうし、其位の所は公文書を以て報告はなくても、御分りになつて居ることであらうと私は思ふ。恐らくそれは隱されることであらうと思ふのでありますが、それでは私その時の狀態を申上げて見ようと思ひます。九月十八日滿洲事變が勃發した。花谷中佐の御令息に甫といふ方がある。此は今中學の二年か三年だと思ふ。それから今一人の子供さんに何と云ひますか、成功「なりかず」とでも讀むと思ひますが此の二人が日記を書いて居る。私二人を直接知つて居る譯ではありませぬが、此の日記を讀んだ人から聞くと、此の時の受取書の出た狀態が如何にも目に見るやうに浮ぶのである。此二人の日記を照し合せて見るとどうも九月十八日の翌、十九日らしく見えまするが電報は少し出した日が後になつて居りますが、此は日の點はどちらでも宜しい。兎に角張學良の所から金庫六個を呼つて來て特務機關で彈川中將、板垣少將、石原大佐、その當時は一寸役が違つてるるかも知れませぬが花谷中佐、當時は少佐でせう。その他まだ陸軍省などに居られる方もありますが、此は名を云はずに置きますが、かう云ふ人々の居る前で。內部を開いて見られ、そこで軍の人々は非常に憤慨して從來張學良の諜報機關に內地の政情その他內地の樣子と云ふやうなものが、殆んど軍の方へ到達するよりも先に向ふへ響いて居る。支那人一流の黃白に依つて何等かの其處に諜報機關を置てるるのぢやないか。又前から陶尙銘などの言葉から出て來て、床次氏が云々と云ふことは書いて居つたのであるから。此は赤家、鵬岡知き者に張學良が五十万元やる譯はない。此五十万元は政府の宣傳で、三万五千円だとか何とか云つて、頗りに妙な宣傳をして居られるやうであるが、私の調べた所では此の當時の百元と云ふものは我國の約九十一円に付くのであります。即ち五十万元は四十五万五千円である。此の受取書が出たのでかう云ふ二人の連中に張學良が斯く多額の金をやる譯はない。昨年前から噂があつた。これに違ひないと云ふ譯で、床次がかう云ふ不屆きな金を受取つて居ると云ふことで、非常に憤慨して此等の人々が話した。即ち滿洲事變の意義の第二義である內地を腐淸する爲めに亂々は大いに起つてやらなければならぬと云ふ。そこに叫びが起つたのであります。それを頑是ない此二人の子供さんが、聞いて居つて、甫などと云ふ人は仲々親の血を承けて立派な子供であるさうでありますが、此人が今日尙は床次さんの名を聞くと氣絕を聞くする位で、いや床次さん自身の受領書があつた。僕は見た。そんな二人の名前ヂやないと云ふこと

を今日も言ひ張つて居る。それは五十万元ぢやなかつたやうだ二十万であつたか一百万であつたか知らぬが、現に何二が仲くんだ。確に其外にあると云ふことを云つて居るさうである。此は私は目に見ゆるやうな事情だと思ふ。此の點は陸軍大臣は御否定なさらぬ方が宜いぢやないかと思ふが如何でありますか。」

（林國務大臣） 先程のを私が何か知つて居て隱して居るやうな風にお考へになつたやうでありますが、確に私は、此問題は今迄詳しく調べたこともありませず、此が今度問題になりましてから、所謂關係に云ひ付けてさうして色々な點を調査して書類を貰つて居る程度のものでありまして。今お話になつたやうな事も何も詳しいことは知りませぬ。その事柄を認めるとか認めぬとか云ふことは、一寸私には云ひ兼ねますのでありますが、さう云ふ風なことが此の電報が、來たと云ふことから考へてあつたでもあらうと云ふ風に考へるのみであります。

受領書發見の劇的場面

「（小林委員） 甚だをかしいと思ふ。それならば、陸軍大臣は極めて怠慢と私は云はなければならぬ。此問題は何も今度議會に出て初めて分つた問題ぢやありませぬ。如何に陸軍大臣に有利に見ましても、此印刷物が出たのは昨年の八月である。」

かう云ふ事柄があるならば、同じ閣僚に列して居られる所の同僚の床次氏の爲めに、出來るだけの調査をして、其責を雪ぐと云ふことをされなければならぬ。若し又事實あるならば、何處までも調査をして、さう云ふ關係が議論の實質に居られることを極めるやうにしなければ、此の非常時局は救ふことは出來まいと私は思ふ。あなたはさう云ふことを云はれますけれども、かう云ふものがあると云ふことは、これはもう一般に聞いて居る。殊に軍部の人々、純眞な青年將校は非常に憤慨して居るのである。此の「ビラ」なども軍部の人が關係して居られるやうでありますけれども、さう云ふ問題が第二第三と起り又打捨てゝ置けば第四、第五と起つて來ます。やることは惡いかも知れぬが、動機に於て私は甚だ同情すべき點があると思ふ。必ず私は何等かの方法を以て調べて居られると思ふ。何も重大な事ぢやないのでありますから、あなたが御否定なさるなら尙ほ他の材料を以て立證することに致しますけれども、此點をもう一度御伺ひして置きます。」

林陸相奉天機關電報を率直に認む

（林國務大臣） 其印刷物が出ましたことは、私も見ましたので、此は容易ならぬ問題だと云ふことで、調査を命じて色々な點について調査をやらして居るのであります。併し今あなたの仰せになつたやうな日記云々と云ふやうなことは、ま

私報告を聴きませぬ。其電報が先程まで申した通りの狀態で來たと云ふことは確かであらう。併し其電報を調べさしたけれども、如何に調べても分らない。此だけは申上げて置きます。」

（小林委員）　此受取書は兎に角先程私が申しましたやうな事情から、張學良の金庫の中から出たものであります。さうして此受取書は赤塚の自ら書いたものであると云ふことは、私が赤塚に逢つて立派に證言を得て居ります。三度も四度も赤塚に質して、私が書いたものに相違ない。さうして張學良に渡したものであるから、張學良の家の中から出たと云ふことは間違ひあるまい。かう云ふことを述べて居るのであります。此は私が實際に赤塚を本郷駒込西片町十番地へノ十二號、此處へ參りまして、遂つて話をして、三度も四度も拇を押して、確實に言つて居ることでありますから間違ひありませぬ。即ち赤塚が之を書いて張學良に渡した。張學良が之を金庫の中に入れて置いて、それが九月の滿洲事變に依つて張學良の家が占領せられて、津雲君の言ふやうに戰利品の一つとして此が金庫の中から出たのであります。そこで出先軍の諸君は非常に憤慨をして、一方陸軍省へ此別眞を寫して送り、又此電報を打つた。かう云ふことに連絡が付いて來るのであります。そこで更に陸軍大臣に御尋致したいことは、田中清と云ふ少佐が軍議憤三日に處せられたと云ふことは、此前本會議に於て山口君が質

說を致しましたが、此事實がありましたか。若しあつたならば如何なる理由でさう云ふ處分をされましたか。其點を御伺ひ致します。

怪文書關係の犧牲田中少佐處罰

（林國務大臣）　只今御話の田中清と云ふ少佐が、此怪文書事件に關係ありとして相當な處分をされたと云ふことは事實であります。」

（小林委員）　先程何ひました樣に如何なる理由に依つて如何なる處分をされましたか、再び詳しく問ひたいと思ひます。

（林國務大臣）　其理由と、處分の內容に就ては申上げることを差控へたいと存じます。

（小林委員）　其だ私はをかしいと思ふ。發表するのに何の差支があるかと思ふのであります。此は一體行政處分をされたのでありまするか、或は司法處分をされたのでありまするか。其區別を一つ御伺ひ致したいと思ひます。

（林國務大臣）　只今の處分されました將校がどう云ふ事件に關係したかと申しますと、青年將校有志の名を以て配付せられました檄文、其檄文を憲兵隊に於て取調べました結果、其首謀者が分りまして、其首謀者なる者は現役軍人ではない。其

書記者は出版法違反として司法當局に送致をしたが、其文書に現役將校中に關係ありと疑ひのある者が出來ましたので、別かる無記名文書の如き行爲に關るべきのは適當でないと云ふので、取敢ずそれ〳〵所屬に於きまして調査の上、軍法の處分を爲し、更に公明なる法的の取調を爲すことになつて、且下司法當局に於て取調中であります、差當り調査の上軍法の處分を爲したと云ふことが今問題になつて居る少佐の處分であります。

（小林委員）　さうしますと田中少佐は差當り行政處分としての一つの懲罰を受けた。更に司法事件として今軍法會議に付せられて居る。かう云ふ風に見て宜しうございますか。而して其懲罰されたる所の理由は此文書に干與したからである。」かう云ふ風に御覽して宜いと思ひますが、どう云ふ程度に此は干與して居りますか、其點を一寸御伺ひ致します。

（林陸軍大臣）　それが如何なる處分であつたかと云ふことは、先刻申上げました通り、山上げ來ますが、調査の上で軍法の處分をしたり、其軍法の處分をしたと云ふ中に入つて居るのであります。

小林氏處罰の理由を追及

（小林委員）　其だをかしいと思ふ行政處分でやつたことを、それを何も聽す必要は私はないと思ふ。此田中少佐は成程處分をされて、一應は非常に惡い事をしたやうに見ますけれども、私は其心事極めて同情すべきものがあると思ふ。先刻申しましたやうに滿洲事變の一つの意義、內地にかける國防を充實せるものを肅清する、此氣分が、或は誤つて居るかも知れませぬ。併しながら國を念ふの至情と云ふものは、所謂五・一五事件の被告を、一方に於て褒める人があると同じであらうと思ふ。敢然として世の腐濁の爲に起つたのである。あなたが丁度朝鮮に居られた當時に、獨斷兵を國境を越えて派せられたのと同じである。あなたが軍規違反ならば此人も同じ軍規違反である。如何にも何か濟んだ惡い恥づべき行爲であつたやうに一應聽き取れます。正直によく事實を話されて、さうして如何なる理由で行政處分に付されたかといふ理由をはつきりさせられた方が、私はよいのではないかと思ふ。若し御發表にならなければ私の方から發表することになる。

（林陸軍大臣）　私は別に此事件について、それが善いとか惡いとかいふやうな感情を以て御答へしたのではなくして、其事柄は只今申しました無記名文書頒布に關係をした、かう云ふ關係である。それからそれをどう云ふ處分をしたかと云ふことになりますと、所謂之を懲罰に付したとか付さぬとか云ふことになりますと、此は軍機軍令の內容に立入ることになりますので、成たけ避けたいと申して居るのであります。さう云ふ相當の處分をしたと云ふことで御承知を願ひたい。」

他の關係現役軍人を取調べたか

（小林委員）　兎に角田中少佐が此「パンフレット」に關係をして居つたと云ふことは認めて居られるやうであります。」
聞も此文書が或程軍以外の非軍人の間に干與した者もありますけれども、兎に角軍部の中に之に干與して、其精神に依つて
此「パンフレット」を出したと云ふことは、此はどうしても否定が出來まいと思ふ。此處でもう一應申上げて質問をしたい、
と思ふことは、御承知のやうに滿洲事變の起る以前に於ては、對支外交方針と云ふものが色々あつた。あつたが田中内閣に
於て政友會が發表しました所の、所謂東方會議の方策と云ふものは、世に强硬對支外交と謂はれるもので、何處までも滿
洲にある所の我國の權益を保護して、出來得れば滿洲と支那と云ふものは一緒にさせないで、さうして滿洲と云ふものを守
立つて行かうと云ふ氣分があつたことは、何人も認めるであらうと思ふ。所が之に對しては張學良も或は南方政府も反對で
あつて、出來るだけ日本から離れよう。から云ふ氣分のあつた時で、所謂山東出兵が總分斷平たる決心を以て時の内閣がや
つたのに拘らず、之を邪魔する所の國論が國内に可なり擡つて、聞く處に依ると、重臣とか、或は時の内地の要路の人々に、」
支那の人々が色々な方法を以て、内地の强硬對支外交政策を邪魔する、から云ふやり方をして來た爲に、仲々山東出兵の好

い結果が得られなかつた。其の當時張學良の旨を受けて我國に入つて來て、さうして重臣の間に所謂教化運動をした人々が
大分ある。此は名を言へと云へば名を言ひますが、其中にそれ等の人々に加はつて、矢張赤塚とか鶴岡と云ふ連中も同一行
動を執つたと云ふことは、極めて顯著なる事實でありまして、色々な證據が擧げられて居ります。から云ふ狀態にある赤塚
並に鶴岡と云ふ者は、唯僅に三十名の床次さんの部下の中の二人なんである。此點から考へても、當時の新黨俱樂部の黨首
である所の床次さんは非常なる責任があると此だけでも言はなければならぬと思ふ。そこで更に進んで司法大臣に御尋ね致
しますが、此印刷に干與した所の軍人軍屬でない所の人々が、今やはり東京地方裁判所檢事局に於て栗谷檢事の手に依つて
調を受けて居る譯であります。其事件は今どういふ風になつて居りますか。」

（小原國務大臣）　御尋ねの出版法違反事件は憲兵隊の送致に依つて東京の檢事局で今搜査中であります。どういふ風に
なつて居るかと云ふ御話であると、只今取調中であると申上げる外ないのであります。

（小林委員）　極めて此は怠慢な調べ振りだと私は思ふ。司法大臣は司法權の維持を完全にする爲に、政府に引摺られない
で、普通の事件のやうに普通の「プロセス」をとつて、良く片付けたら宜からうと私は思ふ。こんな簡單な無屆出版位の罰金で

ふやうな事件を、何時までも而も地方裁判所で調べても、どうせ此は區裁判所へ移送する事件だと思ふ。如何にも此が議會に於て問題になつて居るものだから、態々呼取つて——此は議會でも済まなければ處分されないだらうと思ふ、さう云ふ御意向だらうと思ふ。さう云ふ態度がいけないと言ふのです。司法大臣——普通の事件であれば處分無理してでも急いでやつて呉う云ふ簡單な事件を、何も初めから區裁判所でやれば宜いものを、地方裁判所で調べて、事實がないならないと發表すれば、床次さんの爲にもなる。ゆつくりして居れば益々床次さんの周圍に疑惑の雲が掛る。何の爲にそんなに遲れて居るのですか。

（小原國務大臣）　小林君から取調べが遲れて居るに就て何か御疑ひがありますが、それは決して左樣な理ではありません。事ろ此事件は片付ければ直ぐ片付く。無罪で出訴したと云ふだけの事でありますから、區裁判所で略式手續で罰金五十円以下に處せられる事件である。併し只今の御話のありました樣に單にそれを出訴違反として、罰金を取る事件ではあるが併し其情に就て矢張調べることが宜からうと云ふことで今取調べて居るのであります。

（小林委員）　それならば別に御何致します。それ裁判官に事を調べられるならば、赤澤・關口の調べをされますか。何

故今までされなかつたのです。

（小原國務大臣）　赤澤、關口事を調べるかどうかは、檢事の手にかけてそれ〳〵研究して居りますから、必要があれば調べるだらうと思つて居ります。

（小林委員）　早く決めたら宜いぢやないですか。調べるならどん〳〵今までに調べたら宜いぢやないですか。何も此は時がかゝるべきことではないのだから……此は何時、事件となつて地方裁判所へ送致されましたか。

（小原國務大臣）　私は只今、日の所は承知致しませぬ。昨年の秋過ぎ頃は十一月頃でないかと思ひますが、日の所は調べて申上げまう。

（小林委員）　檢事局にては此の山科敏、木下幸、野島岡明、此は憲兵曹長であつた者、山科敏は日本農林社長、から云ふ三人が被告になつて居ると思つて居ります。被告に僞に三人で、事件は議會に於て床次總裁の所謂五十萬元資調事件と云ふものが問題になつて居る。だから調べをとん〳〵進めて眞相を發表されることが、私は寧ろ政府の爲になるのぢやないかと思ふ。それが今日まで延びて、どう云ふやうにされるんだか朦朧り分らぬやうな、調べ中止の狀態にあると云ふことは、益々

私は疑惑を深めると思ふ。どう云ふやうな調べの爲に遲れて居りますか、何處かへ何か照會の必要でもあつて遲れて居るのであるか。或は喚出人が出て來ない爲であるか。何か特に事情がありますか。或は庶務の部合で他の事件を調べるので、之を止めて居るのか。急いでやれば三日でも、四日でも、一日調べられる事件だと私は思ひます。」

（小原國務大臣）　野島外二名の關係は、今申上げる通り極めて簡單であります。併しながら其記錄に依ると、只今御話のありましたやうに、陸軍方面にも何か關係があるやうなことを言つて居るさうであります。其點については陸軍でも御取調があるだらうと思つて居ります。それ等をも待合せて居るさうであります。

（小林委員）　さうすると、其返事がまだ來ないと云ふのですか。或は捜査の囑託でもしてありますか。」

（小原國務大臣）　陸軍の方で調べられて居ると云ふことで、其調べを待つて居るさうであります。」

（小林委員）　さうなると責任は陸軍省にある。成程此司法次官金山秀逸氏の名義を以て司法省刑事局秘第二千五百十八號陸軍次官橋本虎之助氏宛の捜査囑託書、即ち十一月三日に囑託かしてあるのであります。其後既に二月も經つて居る、さうなると憲兵隊の方でありますから、こちらはわざと何等かの考へを以て調べを遲らして居られるやうに邪推――と言つては悪いかも知れませぬが、さう想像せざるを得ないのである。調べられる所の人が軍部の人であるならば、民間の者のやうに行方を晦ましたり、或は出頭を遲らしたりするやうなことは私はないだらうと思ふから、何故にそんなに調べが遲れて居るのであるか。何だか故意に議會に對する敬意の爲に延して居られるやうに感ずるのでありますが、其點は如何でありますか。」

（林國務大臣）　昨年十一月三日附で司法次官からも陸軍次官宛に、只今御話の憲兵曹長野島尚明の出版法違反に關して現役軍人關係者の件に就て照會がありました。さうして陸軍省からは一月十四日附で一部の回答を出して居ります。所が其調べをする人の中で、目下渡歐中の者がありますので、恐らく其方の調べが完成しない爲に司法部ではまだ完成しない。かう云ふ風に見て居られることゝ考へます。尚ほ此機會に於て一寸一言致したいと思ひますが此前に山口君の御質疑の當時に、陸軍に關係して居る者が陸軍將校の中に將官以下十數名、海軍の者こそあれ、十數名の者が干與して居ると云ふやうな意味のことがありましたが、其當時別に私に御質問になつた譯ではありませぬので默つて居りましたが（「山口君は陸軍とは言はぬ軍部と言つて居る」と呼ぶ者あり）兎に角將官以下十數名と云ふ者は、私の調査しました所では全然さう云ふ事はないやうであります。一二の者が關係して居ると云ふ事は、只今申上げた通り事實に現れて居ります。それだけのことを此機會に繰

留意して置きます。

（小林委員） 取調べる人の中の一人が渡歐中であるから遅れて居ると云ふことは甚だ意味をなさぬと思ふ。此聽取書内容を見ましても、其等の人の捜査の結果如何に依つて、野島外二名の事件が無罪になるとか有罪になると云ふ問題ではない。寧ろ他の方面の人々には響くか知りませぬが、さう云ふ状態にはなつて居らぬのでありますから、捜査の出來た部分よりどしどし送れば宜いだらうと思ふ。さうすれば事は簡單に濟むだらう。恐らく野島外二名の事件が簡單に略式命令か何かでやられて、被告が略式命令に服じてしまへば記錄は外部に出ないから、吾々が知ることの出來ないやうに葬り去られる。併し乍ら一度異議を唱へれば公判に調書が出て、辯護士が之を謄寫して、野島がどう云ふことを言つて居るか、山科がどう云ふことを言つて居るか、木下がどう云ふことを言つて居るかと云ふことが外部に公然と發表される。此が新聞中に發表されては事容易ならぬと云ふことを懸念されて、政府の爲に特に司法大臣、陸軍大臣が調べを遷延されて居る。政略的に此事件をやつて居られると見るの外はないと思ふが御辯明がありますか。

（小原國務大臣） 小林君は大變間違ひになつて居るやうでありますが、私の方は毛頭左樣なことを考へて居るのではありませぬ。寧ろ徹底的に此點に調べて事情を明にした方が宜しいと思つて、十分に調査を命じてあるのであります。」

（林陸軍大臣） 私に於ても只今の司法大臣の御答辯と同樣でありまして、寧ろ司法大臣に向つては、此事件の進行はどうなつて居るか、今まで伺つたこともあるやうな次第であります。

怪文書出版までの經緯

小林氏が暴露した野島氏の聽取書

（小林委員） 陸軍大臣も司法大臣も事を深く包まれるやうでありますから、私は今手許にある調べに依つて、野島が聽取書でどう云ふことを言つて居るか、此點を一寸讀んで見たいと思ひます。「聽取書、東京市杉並區高圓寺町馬橋二丁目二百四十五番地無職野島角明治三十四年、右の者昭和九年十一月九日本職に對し左の通り陳述を爲したり。私は岐阜縣郡上郡牛道村に生れ、鄕里の高等小學校を卒業し、暫らく農事に從事し、大正十年近衞歩兵第四聯隊に入營し、大正十二年憲兵に轉科し、昭和七年七月まで東京憲兵隊に所屬して特高事務に從事した後、岐阜憲兵隊に轉任し、昭和七年十一月感ずる所あつて辭職致

いました。當時の地位は憲兵曹長で、現在年額二百九十二円の恩給を下賜せられて居ります。退職後本年三月まで海上ビル内日星社と云ふ陸軍關係の仕事をして居る所に勤務して居りましたが、之を辭めて以來無職であります。日星社を辭めてから四月五月に掛けて滿洲に旅行し、同地派遣の岐阜聯隊將士を訪問慰問し、諸所視察して歸りました。私は前述の通り憲兵として軍高等務に從事して居た關係上、思想問題、政治問題等に關心を有つに至り、退職後も常に主として軍部を中心とした政治運動の動向に注意を拂つて居ります。併し自ら所謂右翼團體と結んで實際運動に參加したことは殆どありませぬ。唯在鄉軍人の職業紹介事業を率先的に遂行することを目的として居る大日本鄉兵自助會の賛助員に名を列ねて居るだけであります。陸軍の現役將校とは私が長く軍籍にあつた關係と私自身政治問題に關心を有つて居る爲め相當親交を結んで居る人々があります。それは陸軍省政策班少佐田中清、參謀本部第一課少佐岩畔豪雄、陸軍省調査班大尉山縣有光、同班多田大尉、參謀本部附少佐某外四名等であつて、此等の人々には常に指導を受け、所謂同志的な交際を結んで居ります。斯樣に私は現役軍人と親接な關聯を有つて居る關係上本年八月下旬、前述の田中少佐と相談し逆賊岡田、床次を征討せよ皇國の大義滅親云々と題し、皇軍青年將校有志なる署名を以て秘密文書を各方面に配布した結果、十月四日東京憲兵隊に檢擧せられ取調を受けるに至りました。此時檢事は昭和九年押第一四一〇號の二を示したり。只今御示しの文書は私が出版した前述のものに相違ありませぬ。以下之を出版するに至つた經過を詳細に申述べます。

問題の書は根本新聞班長から

陸軍省に田中少佐を訪ね」中略「其後四五回田中少佐と具體策に就いて考究した結果、今回の秘密文書出版と云ふ事に決定したのであります。其後秘密文書に詳細記載してある通り昭和四年八月に床次氏の乾兒である赤塚、鶴岡兩代議士が張學良から五十万元を受取り張學良の排日工作に便宜を與ふるが如き行動があつたと云ふ事は、私も在職當時憲兵司令官が西園寺元老を訪問し、右五十万元の受取書の寫を示して政黨の腐敗を訴へた事實及び五・一五の審理に當つて角岡辯護士が其辯論に此問題を持出した事等に依つて大體承知して居りました。田中少佐は勿論其事實を知つて居たし、現に其受取事を寫眞に寫したものも見て居ると云ふことでありました。斯樣な譯で何れからともなく此問題を暴露しようと云ひ出し意見の一致を來した譯であります」中略「此計畫については田中少佐以外に私が直接相談した人はありませぬが、前述の池田少佐及び陸軍省調査班少佐秋永月三氏等も知つて居たと思はれます。田中少佐から話があつたのではないかと思ひますが、私自身それ

の人と話したことはありませぬ。（満洲事変）直後の外に某期間に二名の政治的要人にもなる様な張学良宛の書状があるとだが其は数々の手には入らぬから此受取書の問題を先づ暴露し、また外にもあると云ふ様に見せて置けば相当効果があらうと云ふやうな時も田中少佐から出た事がありました。以上の計画は七月下旬田中少佐と会同相談した結果であつて、愈々実行にすることゝなり、八月三四日頃私が陸軍省へ参り田中少佐から受取書の写真及び張学良の署名を受取つて来ました――受取書の原文は同少佐の手許にはなかつたので、新聞班の板本大佐から借りて来たものであります。板本大佐が此の計画に相当なる興味を有つかと私には思はれませぬ。其後暫を受取る際に田中少佐から如才なくやつてくれるだらうなと云ふ意味がありました。私は其意味は其一の場合自分等と協力のかからぬ様にして呉れと云ふ意味にして、決して脅迫は加へませぬと断言して置きました」中略「かくて文案も出来上つたので愈々印刷に附することゝなりましたが文章の署名については最初は張一人の名前としてあつたが、それでは何となく効果が薄い様に思はれたので張学良の外数名とする事に相談が決つた旨申越し、其後送つた三百部許の文書は之を綴じて「ゴム印は山科に依頼し」此は印刷の際に押したゞ一ヶ所印です。」「偽造と張学良の署名は田中少佐に返しましたが受取書の写真だけは私が有つて居たので憲兵の取調に当つて提出しました」此は田中少佐に返つて、陸軍省に返つて居れば、陸軍大臣もあると仰しやつたであらうと私は思ふも今一歩兵の所にあるのであります。「此陣容は前回號の一を示したり、其偽造が田中少佐から受取つた受取書の写真に相違ありませぬ」中略「今回の計画に就ては前に述べた通り田中少佐とは深い関係を有つて居りますが費用に就ては、同少佐等からは一文も受取つては居りませぬ。私の腹では此計画は自分の資産を投行し陸軍省参謀本部等の中堅将校達の信用を得て第二段の計画として演説会を開催する予定でありました。其時には大体の費用を五百円と見積つて、其を田中少佐等に都合して貰ふ考へで其事は同少佐にも頼んでありました」此通り、うつちやつて置けば続々此問題は大きくなつて行く「尚此第一次の計画を所期の目的を遂げられなかつた場合には田中少佐等の考へでは新日本国民同盟、愛国学生聯盟等を動かして合法的デモ」を敢行する計画であつた模様で、其事は私にも話された事がありました」中略「私は今回の計画に就て政党とは何等関係がありませぬ」中略「以上詳細申述べた通り今回の行動に就ては私は顧みて疚しい点はありませぬが、自ら特高事務に従事し此種の文書を出版するに就ては正規の手続を踏まなければならぬ事は十分承知して居り乍ら、斯様な非合法手段に出た事

は誠に申譯のない次第であると思つて居ります。陳述人野島高明、右錄取し讀み聞けたる處無相違旨承認し署名拇印したり

前同日、東京地方裁判所檢事局檢事栖谷四郎、裁判所書記荒牧猛一

還相非難の聲、院の內外に滿つ

此は檢事の手許に於て出來た聽取書と寸分違はないものでありますから如何に司法大臣でも陸軍大臣でも御否定爲さることは出來まいと思ふ。卽ち此文書は市井の無組織漢が事を望んで無實仕に出したものではない。相當の確信とやはり純眞な氣分を以て天下の爲に起つたと云ふ點だけは、私は認めて宜いだらうと思ふ。其結果此文書になつて現れて來て居るのである。故にかうなれば——かうならぬでも、苟くも政府に列して居り、長老政治家として國に重きをなす床次さんである限りは、豪放を裝つて、そんなものは見たこともないと此間言つて居られたが、何處までも自己の潔白を證明して、さうして若し此等の人々の認識が誤つて居るならば、其誤てる認識を覺へしてやらなければならぬ。それを此間山口君に對する御答辯に依りましても、聽いて居つた人はよく御分りであらうと思ふ。又冷靜に讀んで見ればよく分ります。非常に興奮されて、言はぬでも宜いことまで言つたり、瞋みて他を言ふやうな狀態でありまして、如何にも私は信用が置けないのであります。本當に

至誠天を動かすやうな眞劍な、眞面目な、敬虔な態度を以て立たれるならば、斯う云ふ人を馬鹿にしたやうな答辯は出て來ないと私は思ふ。尙ほ其後私が短い期間に調べた結果に依りましても、益々此事實のあることを深く信じさせるのである。大概の事件と云ふものは、段々調べて行くと、無い事實と云ふものは一日々々に薄くなつて行く。私は極めて冷靜に眞面目に自分の感情を交へないで調べた積りであります。然るに其影は益々濃くなつて行くのであります。而も社會の情勢は益々此問題を疑つて來る。新聞を見ましても、司法大臣、陸軍大臣に此事實の眞相を糺めよ、或は其他の質問書が大分出て居るやうである。又今日の新聞にも岐阜縣、愛知縣などの在鄉軍人會から「輔弼の大臣として張學良五十万元問題を惹起し皇國の威信を損したるは其罪死に値す、事の眞なる時は固より贊國奴たるの疑惑に對し恐懼速かに自決すべし」から云ふやうな決議文が打電されて居る。又新聞の廣告にも之に類するものが澤山出て來て居る。私はこゝに私の調べた材料に依りまして此事實が眞實なる事を立證しようと思ふのであります。床次相は宜しく自己の地位を考へられて、冷靜に、若し事實でないならば此點を判明されて、天下の疑惑を解いて、此陰霾なる政界を朗かな狀態に返して貰ひたい。其心證を得ない限りは私は斷々乎として劍を叩いて迫ります。

床次氏と赤塚、鶴岡兩氏等の關係

「そこで先づ順序として床次逓相に御伺ひ致します。あなたと赤塚正助、鶴岡和文との關係、何時何分から知合ひになられて今日まで交際を續けて居られるかどうか、此點を一應御話き致します。」

（床次國務大臣）　鶴岡君は今御話のやうに吾々が新黨俱樂部を組織した。其時はよく覺えて居りませぬが、恐らく其當後でせう。赤塚君は其前から知つて居ります。

（小林委員）　其前からと言ふと同鄕の關係でずつと古くからですか。

（床次國務大臣）　ずつと古くと云ふこともありませぬが、兎に角知つて居ります。

（小林委員）　鶴岡を知るに至りました經過はどう云ふ事情からですか。

（床次國務大臣）　選擧の結果だつたと思ひます。あの人は兎も角政黨員でありました。其時から知つて居ります。」

「（小林委員）　赤塚、鶴岡の人格はどう云ふ風に思つて居られますか。」

「（床次國務大臣）　私は今のやうな、さう云ふやうな御質問には一々御答へする考へはございませぬ。それは此間も申した通り（「答辯しなければ疑ひがはつきりしないではないか」と呼ぶ者あり）今あなたの御話が承りますと、大體混雜して仲々深く事情は行旦つて居るやうですが、併し第一に御話になつた荒木五郎と云ふ方は、それはどう云ふ方でありますか。」

（小林委員）　私が問ふことだけに答へて戴きます。」

「（床次國務大臣）　私はさう云ふやうなことは一々……。」

「（小林委員）　顧みて他を言はないで……。」

「（床次國務大臣）　顧みて他を言ふのではない。赤塚を知つて居ると云ふのだから、其先の人格の評などに就て答へる必要はありませぬ。」

「（小林委員）　何故に答へられないか――それでは更に御伺ひ致しますが、昭和三年十二月七日であつたと思ひますが、」

「あなたは支那へ渡られました。あの時は田中内閣の時でした。此時に赤塚、鶴岡兩氏を祕書官代りに連れて行かれたと云ふことでありますが、此は事實ですか。」

「（床次國務大臣）」其中で鶴岡君は連つて居ります。赤塚君は同行しました。其當時同行した人は餘分多くの人でありますから一々名前を覺えて居りませぬ。兎に角餘分多くの人でありました。」

「（小林委員）」それから此時には田中さんとの約束と云ひますか、打合は、最初あなたは奉天に行かれると云ふ豫定であつた。それが船に乘つてから突如として奉天行の順序を變更して、南京の方へ行かれたと云ふことでありますか、それはどう云ふ譯でありますか。

「（床次國務大臣）」私は初めから南京へ行く積りでした。確か田中君からは奉天から廻つた方が宜からうと勸められたことはありましたけれども、もう十二月の暮でありましたから、直接南京に行く事に道を取つたのであります。」

「（小林委員）」私の調査に依りますと云ふと、あなたは南京から濟南の方へ行かれて、さうして奉天へ廻つて居られる。」十二月の十九日に、あなたは濟南から奉天の方へ廻られて居るが、それよりも二日ばかり前の十二月十七日、赤塚一人が先に行して奉天の方へ行つて居りますが、それはどう云ふ事情で特に一人だけ先に出されたのでありますか。」

「（床次國務大臣）」私は其日はよく覺えませぬから。（小林委員「日は宜しうございます」と呼ぶ）大體は南京へ行つて濟南へ行つてそれから青島、奉天と行つたのであります。赤塚が途中から先に行きましたかどうか、同行の人で上海から歸つた人もありますから、よく覺えませぬが、行つたかも知れませぬ。それははつきり申上げられませぬ。」

赤塚氏と張學良の關係

「（小林委員）」赤塚は前に奉天總領事をしたことのある人で學良の家庭教師だなんと云ふことを言つて居る人もあるやうな事情で大分近しい。此人が一行よりも二日ばかり先に行つて居りますから、此點に付ても疑ひを持つて居ります。それから二十三日には學良の家に何か歡迎の宴があつた譯ですが、其後二十三日にあなたは楊宇霆の所へ行かれて、此は全然人を避けて楊宇霆と別室に於て密談をせられた。其内容は嚴秘に付されて居る。から云ふことに承知して居りますが、此楊宇霆との密談はどう云ふ事を相談されたのか（笑聲）何か特別の腹でもあつたのですか。」

「（床次國務大臣）」楊宇霆にも會ひましたが併しそんな事が之に關係がありますか。私は御斷りをします。此處でさう云ふ風の質問應答は無用だと思ひます。大體は此間も御話したやうに、私が行つたのは日は忘れましたけれども、昭和三年の十二月であつたのであります。尤もそれより前に私は一つ支那に一遍行つて見たいと云ふ考へを有つて居つた。それで昭和

三年の――此間も記憶を喚起する爲に調べて見たのですが、昭和三年八月に私はかう云ふ事を世間に聲明して居ります。一寸長いのですけれども、大體「支那は日本の存在に取つて必須的條件なり、支那より言ふも亦然り云々」とやつて、それから「東洋の平和を進め、以て世界の文化に貢獻せんことを望む以外一云々と述べ、それから「先に日本が國運を賭し、最大の犧牲を拂つて、日清、日露の二大戰爭を戰ひたるは、斷じて帝國主義的、侵略主義的動機に基くものにあらず、偏に自ら生きんが爲め、餘儀なきに出でたる自衞的手段たりしは、既に歷史的事實となれり。世界の嘗然に承認すべき人類史上最も自然なる此兩戰爭の結果、我國が獲たる諸權益は多年に亘れる支那內亂の爲め、此等の內亂が瀕出し、若くは之に利用、煽動されつゝある排外熱の爲め、常に不安脅威を免れざらんとす。然るに漫りに內政不干涉の美名に泥み、姑息因循徒らに一日の安を偸むは、眞に維新の皇謨を輕視し、大和民族自然の發展を防止するに庶幾し、宜しく斷乎合法的權益の擁護に努めざるべからず」大體此は私の支那に對して常に懷いて居る意見でありますが、先日山口君の組閣の時にも御話した通り、其前より日支の間は紛糾結んで解けざることは相當長い間でありました。即ち滿蒙に於ては撤兵をしない、と云ふ議論があつて、支那から云へば、兎も角道義を押へられた所を、手を離してくれ、それでなければ相談は出來ぬぢやないか。此方からは何か保證を立てなければ撤兵は出來ないぢやないかと言つて、何時までも解けずに居る。此點は私は田中總理に御目にかゝつて何か解決の見込があるか。脇から見た所が、四つに組んで二進も三進も動けぬやうな狀態に見える。何時迄もかう云ふ狀態に置かれるのか、御考へがあるかと聽いたことがある。何も見込はないと言ふ。私は純善なるべき兩國關係が、斯の如き事をして居つて、遂に何か又此處に一つの刺戟する事が起つて、兩國の大禍になることを惹起するのは甚だ愚の爲でない。何か方法はないものであらうかと云ふ感じは澈て有つて居つたのです。それならそれを自分でどうしようと云ふ考へは有つて居るものですから、一度支那に行つて實情を視て見たい。唯さう云ふ感じがあつたのです。それで此間も御話したやうに支那に渡つて、其時は何等あつちで意見を言うたことはありませぬ。寧ろ聞いたことは、今でも頭に殘つて居ることは、上海でかう云ふ狀態に何時迄も日支の間があることは、到底吾々商賣に從事する人としては堪へぬ事である。何か解決の道はないものですか等と云ふ事を盛へられたことは頭に深く殘つて居ります。それから濟南に行つては、撤兵が出來る出來ぬと云ふから、素人ながら樣子を見た所が、軍分此方から出征されて居る人々も、あゝ云ふ土地で長く留守事なく居られることは、大分退屈で迷惑ぢやないかと云ふ感し

は有ちました。其時に斯う云ふ變態狀態の下に兩國關係があることは、何時迄も考へて居るべきことではないから、早く常態に復して、平和的に進むべき道が本當ちやないかと云ふことを、當時の有志者の寄合つて居る所で、此は遠慮なく意見を言うた方が宜いと思うて言ふたこともある。全くそんなやうな考へであつたのです。」

私は惡いことしたと思はぬと遜相

奉天に行つた時は、成程張學良君に會ひましたが、此は格別のことはない。唯其當時日支の間は、私が聞いて居つた所は日本から張學良君に相談すれば、地方の意見を聽けと言ふ。地方に行けば張學良の意見も聽かなければ分らぬと云ふことで交涉事件が一向運ばぬと云ふことだけは耳にして歸つたのであります。尤も其間楊宇霆君にも會ひましたが、其後楊宇霆君はどう云ふ譯であつたか殺された。殺された時にも私は甚だ氣の毒だと思つた。そんな事などは毛頭なかつたのですけれども、私か何か楊宇霆君と秘密な話をして、それが張學良に不利な事であるので殺されたなどゝ傳はりましたが、そんな妙な陰謀らしい事は、少しも話はして居らぬのです。唯樣子を探る爲に行つただけのことで、實はあつたのです。奉天では左樣な次第で何も私は話はしませぬ。一晩馳走になり、こつちが又領事館に——事件以來張學良は出て來ないと云ふのを、初めて頭領事館に出て來たやうなことで、まあ〳〵惡いことをした積りでは私は居らない。尤も赤塚君は御承知の通り奉天總領事をして、前の張作霖とは、私が見た所では、まあ何と云ふか、兄弟も只ならざる間柄であり、或は先生に依つて張作霖君は生命の助かつたこともありはせぬかと思ふのですが、餘程懇意であつたらしい。本當の飲み友達で、隨つて張學良君も赤塚氏を尊敬することは、まるでお父さんのやうな樣子が、私等が會うた時でも見て居りました。さう云ふ風なことは今でも頗に殘つて居りますが、赤塚がどう云ふ人であると云ふ、さう云ふ人格論などは、私はどうも此處で御話をすることは御免蒙りたいと思ふのです。併し御分りにならぬでせうから、大體それだけのことは申ますが、それから先日御話した通り、歸つて來ましてからは、議會で對支意見を發表して、それに田中總理も同意をせられて、それから初めて私の考へでは——それは他に事情もありましたらうが、私の考へでは其の時から初めて日支交涉が進んで、長く解決せざりし南京暴行事件も片付いたと思ふ。濟南の撤兵も出來たと思ひます。南京政府の承認も其の時に行はれた譯でありますが、左樣な經緯から來て居る。私かも而も遜つたのは昭和三年の十二月であるのですが、左樣な考へ、理想を有つて居る私が——あの電報のことを知つて居るのは、昭和四年の八月のことでありますが、其時分に行つて、滿洲の權益を讓つてしまふから、實國するから金を寄越さんか

と云ふことは、私としては何ぼして考へられぬことです。又向ふでも、私が公然からやつて昭和三年の八月に證明書を發い、又議會に於て公然と行動を執つて居ります其男が行つて、裏取のことを言うて金を出せと言つたつて出す筈も、まあ常識ではありませぬが、併し人間の事は、今日言いことを言うても翌日違ふものですから、それは分りませぬ。分りませぬけれども、まあ普通の進み方で云へば、一寸考へられぬことのやうに思ひます。」

敢へて辯解は致しませぬ

それで荒木と云ふ方がどんな方か、それから此受取書と云ふのも、私は其「パンフレット」は、一寸何かあるなとは思つたけれども、本當に見ないで其儘置いてありましたから、一向記憶にもないのですが、此間山口君が讀まれたのを速記錄に依つて見ると云ふと、十二月幾日かの電報であるさうです。其電報の終りに待つて行つて、赤塚と鶴岡とが受取つた金は、」床次が取つたのであらう。邪推すればどうかと云ふ、今も覺えませぬが、あの速記錄には、そんなやうな文句がつけてこらに電報が打つてある。それは陸軍から打たれたのか何處から打たれたのか知りませぬが、それは私の不意です。さう其——洵に微力でありますけれども、併しまあ國家の爲に

盡したいと思うて、長い間——決して一朝一夕のことぢやない。からやつて長い年に亘つて、理想を有つて働いて居る人間が、どうも詐欺——邪推されて、金でも受取つたかと思はれることは、如何にも遺憾千万でありますが、併しそれは何か據り所があつて、さう云ふ電報が來たのでありませう。陸軍にあるのですから、分りませぬが——それから印刷物も、成程色々なことが書いてあります。今の御話に依ると——私は自分自身としては其通り考へて居る。それをあなたの方は、荒木君の言はれたことなり、電報に邪推すれば床次がやつたのであらうと云ふ電報を基にして、若し無名の——成程皇國青年雜誌とはあるけれども、誰り無名の印刷物、其印刷物を以て床次は斯くの如き男であらうと、から推測をされることは、私に取つては洵に遺憾でありますけれども、併しそれは仕方がない。それから軟化運動をしたと云ふ御言葉もありましたが、今のやうな徑路を長い間に亘つて執つて來て居る私として、一朝一夕に軟化運動は先づ常識を以てしては出來ませぬ。出來ませぬけれども、人間のことですから、今日明日にも赤變心してそれはやらぬとも限らぬが、左樣な證です。軟化運動などを私には出來やうはありませぬ。

推量臆測は御勝手と遲相の放言

それから今御話に依ると、五十万元の受取と、其後に、それは赤塚と鶴岡兩名の受取だが、其金は私の代理で受取つたのであらうとまで御推察のやうだ。それのみならず、其他に二十万円の受取もあるとか、私は出した覺にがありませぬからどう云ふ受取があるか、又何處からあなたがそれを手に入れられたか知りませぬが、段々御話を承ると、それ〳〵知つて居る方があつて、あなたは此は有力なる證據と御覽になつて居るやうです。私はもう此間も申した通り、自分の心に問うて何もないのでありますから、一切さう云ふことは知らないと申上げるより外はないのです。それで自分はからであるとか、ないとか云ふことを言はんが爲に、赤塚がどう云ふ人物であるとか、鶴岡がどう云ふ人物であるとか云ふ御答へは、此で御免蒙りたいのです。それで左樣な深い嫌疑を受けて居れば、進んで一つ世の中に顯へて、それを雪辱する手段を執るが宜からうと——洵に御親切な話で、それは此間も山口君も其通りでありました。併し私は又其時にも申した通り、別に考へる所もあります。又今日までゝも、自分の身上に就ては此まで何か言はれても、餘り辯明したことはありませぬ。床次は、言はれてもどうも默つて居る男であると、今までなつて居る。此は少し大きな問題だから辯明すべきでありませうけれども、併し進んで自分でかう云ふ譯だと云ふことは、手段は執る考へは有たないのです。執れば自然陸軍に、何處から電報が來ましたか、それはどうですかと云ふやうなことも聞かなければならないし、それから赤塚がどうしたとか、あなたの仰しやつた所の、何でしたか、野邊君ですか、野邊君に對しまして、君の作つたのは嘘ぢやないか、いゝ加減ぢやないかといふやうなことも言はなければならぬ。そんなことは私はいひたくはありませぬ。それで自分から分る時に分りませう。唯私の行動は自分では天下に明にして居り、少しも疚日向はありませぬ。支那の問題についてもちやーんと行先は分つて居ります。それから行つた時にも、今御話でしたが、あれは人數は何でしたか、いゝ加減初め多うございました。大内暢三君や田川大吉郎君も居るし、途中から歸つた人もありましたが、まあ其間には今のあなたの御話に依つても、別に私が不都合を働いたやうではない。行つたのは昭和三年の暮であつて、不都合な行爲があつたのは——事件があつたのは昭和四年の何時ですか。『ペンフレット』に書いてあるのは八月ですか、六月ですか、大分時間がありますから……。

（小林委員）　分りました。又後を質問致します。

（床次國務大臣）　それですから、場合に依つては御答へをせぬことがあります。

小林代議士、赤塚氏と會見

問題の謎を解く兩氏の一問一答

（小林委員）　質問に對して答へて呉れゝば宜い。餘計なことを云ふと暇を取つて困る。あなたはさうべら〳〵常識に外れたことはないと仰しやるけれども、あなたの今迄の政治的行動は何時も常識に外れて居るのであります。自分自身に示して居られる。如何にも自己中心で、人の事を思はない、勝手に自分の感情の儘に動かれて居るのは、天下周ど悉く之を認めて居るだらうと思ふ。私は更にこれから色々の證據を擧げるのです。さう云ふ餘計なことを色々話をして、こつちの機先を挫かうなどと云ふ狡い手段には乘りませぬ。それでは一つ私は段々證據を擧げて行きます。今の對支外交の問題に就ては、私はあなたと見る所を別にして居ります。此は又後で申上げますが、私は鶴岡、赤塚の手からあなたの所に此金が行つて居るに相違ないと信じて居る。其證據を先づ擧げて見ませう。此は本會議に於て山口君も既に言はれたことでありますが、張學良と云ふ人が如何に近しくても、赤塚や鶴岡に五十万元と言ふ大金を渡す理由がないと云ふやうなことは、此は常識なことであります。

（小林委員）　私が先づ赤塚に會つた時の狀態を申上げる。私は一月の二十日に赤塚を訪うて、さうして此事實に就て聞いたと見たのであります。赤塚は當時風邪を引いて寢て居りまして、私はまだ會つたことがないのですから會ふのに隨分骨を折りましたが、兎に角態々起きて會つて呉れたのです。（委員長退席、清瀬委員長代理着席）初對面の人にまるで檢事や警察官が調べるやうなことは出來ませぬから、大體の私の心證を得ようと思つて行つたのであります。其時の私の問答――私は約三時間話をしたのでありますが、此心證は、確に赤塚は金を受取つて、さうして渡して居るに違ひないと云ふ心證を得た。私は良心に照みて恥ぢない信念を以て、こゝに問答の形式で大體のことを書いて見た。故に否認して居る所は其の儘に否認して書いて居る。之をどう云ふ風に取られるかと云ふことは、證相當に書いて居られる方々の御自由でありますが、司法大臣はかう云ふ事件を扱つて居られるのですからよく注意して聽きたいと思ふ。聽單ですから要點だけ讀んで見ます。】

受領書は確に私が書いた

「（パンフレット）に出て居るあなたと鶴岡和文の署名のある受領書は、あなたが書いたものか」「それは私が書いて、名前も自分が自署したものに相違ありませぬ」此は私に對して三度答へて居ります。「それでは一體それは誰に宛てたものです

か」「其は張學良に宛てたもので其日附の年月日に瀋洲で張學良に渡したものであります」「其受領書が昭和六年の九月頃瀋洲事件の當時に我軍が張學良邸を占領した時に出たと云ふことであるが、それはどうであるか」「それも間違ひないでせう。張學良の手許に持つて居つた筈であるから、其處で出たと云ふのは、其事實は間違ひないことでせう」「それならば其金はあなたと鶴岡とで使つたものか」から云ふ私の問に對して「私は其金は使つて居りませぬ。さういふ澤山の金を私して居るやうならば、かういふ貧乏の生活は致して居りませぬ。私は二十八年間外交官生活をして、其處給で生活をして居ります。」私の清廉潔白な人間であることは、私を知つて居る人は大體知つて呉れて居ると思ふ」「成程外から見ると西洋館で相當立派な家のやうに思ひますが、門を入つて見ると、それ程立派な生活ではない。中に入つて見ると餘分、さう言つては惡いけれども、汚い、埃の多いやうな生活をして居る。」

此て床次をやツつけては可哀相

「其金はそれならば床次遊相に渡したのか」——此時の心證です。斷らく躊躇して居つて、「それは可哀相です。そんなことを議會で追及すれば、關東軍が學良の金庫を壞して、其中から證書を引出したことが公然となつて、他人の金庫を軍が勝手に破つたと云ふので、國際的に問題になるだらうから、さういふとは出されぬが宜いでせう」私は「それは戰利品だから差支へない」と言つた所が「いやそんなことが公になつては大問題である」から云ふことを言つて頻りに抑へようとした。そこで「床次を何とかしようと思つたならば、其問題でなくても他に幾らでもあるでせう」此は天地神明に誓つて申します。」

此廻り二三度言ひました。「私も床次の政界を隱棲させる行動には呆れて居ります。他に幾らも惡い事はあるでせう」「あなたの御令息は滿鐵に勤めて居られるさうですが、此問題で皆から非難を受けて困つて居ると云ふことですがどうですか」「此は事實です。滿鐵の人に聞いて御覽になれば分ることで、あちらに勤めて居れないで、滿鐵の東京支社に引取つてある。此は三十五にもなる法學士です。」

私が着服したなど以ての外

其の問に對して、「私は子供がそんなことで困つて居ると云ふことは子供から一回も聞きませぬ」此は周圍の人が皆聞いて、私等の耳に傳はり傳はつて入つて居る。「若し私があの金を取つて居るならば、私の良心に對して滿鐵にあの子供を勤めさして居りませぬ。私は一點恥る所がないから滿鐵に勤めさして置くのです」と明言して居る。「あなたの御令息の爲に

も、あなたの爲にも、此の眞相を明にすることは最も重大なことであり、又床次氏の爲ではないか。床次氏が受取つて居られるならば何も實際的の行爲に依つて受取つて居るのではないまいと思ふ。便宜位置つて居つたであらうと思ふ。受取つて居るならば受取つたとはつきりさして、床次氏に辯解さした方が政界の爲ではないか」と說いた所が「事實子供が困つて居ると云ふことも聞いたこともありませぬ」事實さう云ふことは認められませぬ。實際困つて滿洲に勤められないでこつちに來て居る。「私の性格を信じて呉れる者は信じて呉れます。私はあれは主として鶴岡がやつたことで、私は之に附隨して居つただけです」

個人的な取引なら問題ない筈

「關東軍の人々は、床次氏が同心一體のあなた方を使ひにして、擧良から金を受取つたと信じて居るやうであるが、どうか」さう云ふ事實があるかどうか知りませぬが、かう云ふ問を出した。「さう思はれるのは已むを得ませぬが、吾々が床次氏の使ひで擧良から金を取つたとしても、實際的行爲をして居ないと信じて居つただけです。單に金を借たなら何でもないでせう」之を頼りに言ふ。「金を借たと云うなら何でもないでせう。個人が外國から金を借ることが何が惡いのですか。當て幣原さんが幣原利加から百万円貰つたと云ふ噂があつたが、あれも個人たる幣原さんが亞米利加から金を借たのならば何でもないことだと思ふ。だから床次氏が假に金を借て使つて居れば何でもないでせう」「それでは床次氏がさう云ふ意味で張學良から金を借たと言ふのでありますか」から云ふ質問を出した。さうして「それならば借たが實際的行爲でないと云ふことを證明してやれば、床次氏の爲にもなるでせう」から言ひますと、「いやさう云ふ譯でもありませぬ」「どうもあなたの話を聞いて居ると益々疑はれる。床次氏に金を渡したやうに思はれるかどうか」から言ひますよ、外に幾らもあるでせう」「それではあなたが使つたのですか」「私は決して使ひませぬ。私の清廉は私を知れる範圍の人は知つて呉れる譯です」

證文は書いたが金は受取らぬ

之を頼りに繰返す。それでは金はどうなつたか、頗るをかしいではないか。實はあれは金を受取つて居りませぬ。此時には大分時間が經つてから之を言ひ出した。「大豆の販賣權を得る爲にしたとです。大豆は滿洲では官銀號が販賣權を有つて居るのが、それを日本人の手でやりたい。それには何用を付ける爲に張學良から金を受取つたとにし、學良の手に受取證を

持たせて置けば、信用が付くから許して呉れると思つたからです」から云ふ言譯です。そこで「學良は私の考へでは擧制君主のやうな權力を有つて居ると思ふから、あなた方が大豆の販賣權を得たいと思ひ、張學良が之を許すならば、そんなからくりはしないでも宜いぢやないか」「それはさうは行きませぬ。役人が信用を聞いた時に、學良が之を見せるだらうと思つて置いたのです」こんなをかしいことはないと私は其時に思つた。役人が聞いた時に、やあその人に金をやつた受取證は俺の所にあるよ。確つかりした人間だよと言つて持つて出る。そんな滑稽なことはないぢやないかと言つて聞いて見た。そこで信用を付けるならば、逆にあなた方から學良に金を渡したやうにした方が知て信用がつきはせぬか。から言ふと「日本ではさう思はれるか知れませぬが、滿洲の事情を知つて居る人は分る筈です」所が私は滿洲の事情をよく知つて居る人から澤山聞いて見るが、そんな馬鹿なことはない。」

鶴岡が主としてやつた事

詰り張學良の所から金を受取つたと云ふ受取を學良の所に置いて置けば、之を役人に見せて、俺が金をやるやうな人間だから信用があるのだ。から云ふことで大豆の販賣權を許すのだと言ふから云ふ考へである。どう考へても私の理窟に合はぬと思ふ。「それでは大豆の販賣はあなた方がやるのですか」「さうではありませぬ」「誰がやるか、名前は何と云ふ人です か」「私は名前を知りませぬ一何度聞いても「名前は分らない。鶴岡が主としてやつたことです」所が受取證の字は私考へて見ると、どうも鶴岡の名前まで赤塚が書いて居るやうである。」私には同じ手のやうに見にるのであります。此點は聞かなかつたが、同じ手のやうに見にる。どうも二人でやつたに違ひないが、鶴岡に被せて居ります。「それ程の大事な大きいことをやるのに、其販賣權を得る人の名前を知らないと云ふのは、」をかしいぢやありませぬか」「それでも實際に知りませぬ」「鶴岡君は今何處に居りますか、奉天で南京「ホテル」とかをやつて居るさうですが、どうですか」「鶴岡とは暫らく交際しませぬから何處に居るか知らぬが、其「ホテル」をやつて居る人は鶴岡英太郎とか云ふ人でせう」から云つて居る。

學良は吾々如きに金を出さぬ男

私はそんなに常識に外れたことはどうしても信じられない。「あなた方が金を受取つたに違ひないと思ふかどうか」「張學良と云ふ男は私はよく知つて居るが、吾々のやうな者に數の金でも出す男ではありませぬ。學良が容易に金など出す男でな

いと云ふことは、彼を知つて居る人は誰でも知つて居ります」「だから床次氏に渡す爲に受取つたらうと考へられるのだ」「いや金は一文も取つて居りませぬ。唯證文を書いただけです」「あなたの云はれることを何か證據立てる方法はありませぬか」「何にもありませぬ。私の人格を信じて貰ふ外ありませぬ」かう云ふ風で、私はどうもあなたの言ふとは結局信じられない。併し客として來て、あなたを強く追及する譯には行かぬが、又何れ改めて來るから會つて呉れないかと言うたら、御會ひしますと云ふことであつたのであります。所が二十三日ですか、山口君が本會議で演説をされたので、其翌る日に私は行つた。さうしたら今日一寸用事があつて出ました。歸られますか。歸ると云ふことでありましたから、又何れ來ますからと言つて歸つたのでありますが、其以後行方が分らないのであります。見方に依れば何れかに此人を隠して吾々に會はせないやうにして居る人があると、私は斷定してよからうと思ふ。」

鶴岡氏關係の新人物二名登場

此人は東京帝國大學を出た人であります。二十八年間も外交官生活をし、さうして最後は墺太利洪牙利駐在の特命全權公使になつた人である。かういふ金を受取つて私する人とは私には一寸思へない。更にかういふ事實がありまする。此はかういふ風に書くと長くなりますから要點を言ひますが、此は佐藤榮三と云ふ人であります。民政黨の方は知つて居られる方があるかも知れませぬ。東京府の府會議員をした人であります。此は鶴岡氏と府會議員當時隣席は隣りであつた。其以後兄弟も同樣に其後も慕して居つて、兄弟ならぬやうな交際をして居ると云ふことであります。此人が其事實を知つて居ると云ふとで、私一人ではない、立會人が二人もあります。其處で聞いたのです。住所もちやんと分つて居るから、必要があれば言ひますが、餘り皆に押掛けられて氣の毒でありますから、今日は言はずに置きます。」

當時を語る鶴岡氏の親友

此人がかう言ふ。自分と鶴岡とは親友であつて府會議員當時隣席に居つた。さうして兄弟同樣に其後も慕して居つて、鶴岡は今貴衆兩院でお互に世話をし合つて居るのだ。昭和五年の選擧の時は立候補した。東京府の第六區から立候補した。所が此時は餘り金がなくて、其時分に隨分骨を折つて二万円ばかりの金を作つたのであります。誰が出して呉れたか知りませぬが出來た。所が選擧後に支拂に非常に困つて、二月か三月か覺えないが、選擧が濟んで間もなく、どうしても金を貸して貰はなければ困ると言つて來たから、自分には金がなかつたので、額面千三百円の約束手形を振出してそれを渡してやつた。所が

いと云ふことは。彼を知つて居る人は誰でも知つて居ります」「だから床次氏に渡す爲に受取つたらうと考へられるのだ」「いや金は一文も取つて居りませぬ。唯證文を書いただけです」「あなたの云はれることを何か證據立てる方法はありませぬか」「何にもありませぬ。私の人格を信じて貰ふ外ありませぬ」かう云ふ風で、私はどうもあなたの言ふとは結局信じられない。併し客として來て、あなたを餘く追及する譯には行かぬが、又何れ改めて來るから會つて呉れないかと言うたら、御會ひしますと云ふことであつたのであります。所が二十三日ですか、山口君が本會議で演説をされたので、其翌る日に私は行つた。さうしたら今日一寸用事があつて出ました。歸られますか。歸ると云ふことでありましたから、又何れ來ますからと言つて歸つたのでありますが、其以後行方が分らないのであります。見方に依れば何れかに此人を隠して吾々に會はせないやうにして居る人があると、私は斷定してよからうと思ふ。」

鶴岡氏關係の新人物二名登場

此人は東京帝國大學を出た人であります。二十八年間も外交官生活をし、さうして最後は墺太利洪牙利駐在の特命全權公使になつた人である。かういふ金を受取つて私する人とは私には一寸思へない。更にかういふ事實があります。此はかうい

ふ風に書くと長くなりますから要點を言ひますが、此は佐藤藏三と云ふ人であります。民政黨の方は知つて居られる方があるかも知れませぬ。東京府の府會議員をした人であります。此は鶴岡氏と府會議員當時隣席は隣りであつた。其以後兄弟も異ならぬやうな交際をして居ると云ふことであります。此人が其事實を知つて居ると云ふとで、私一人ではない、立會人が二人もあります。其處で聞いたのです。住所もちやんと分つて居るから、必要があれば言ひますが、餘り皆に押掛けられて氣の毒でありますから、今日は言はずに置きます。」

當時を語る鶴岡氏の親友

此人から言ふ。自分と鶴岡とは親友であつて府會議員當時隣席に居つた。さうして兄弟同樣に其後も暮して居つて、鶴岡は今實之でお互に世話をし合つて居るのだ。昭和五年の選擧の時は立候補した。東京府の第六區から立候補した。所が此時は餘り金がなくて、其時分に自分の分を折つて二万円はかりの金を作つたのであります。誰が出して呉れたか知りませぬが出來た。所が選擧後に支拂に非常に困つて、二月か三月か覺えないが、選擧が濟んで間もなく、どうしても金を貸して貰はなければ困ると言つて來たから。自分には金がなかつたので、額面千三百円の約束手形を振出してそれを渡してやつた。所が

其支拂期日は同年の五月、日は忘れたが五月であつた。それで此鶴岡は此は龜戸の町長もした人であるから、龜戸の信用組合から金を借りた。所が期日が來ても返さぬもんだから、どうも延期をしなければならぬと云ふので、五月に又手形を切換へした。千三百円を二口に分けて、八百円と五百円との二通の手形にして鶴岡に渡した。それも亦信用組合へ入れたらしい。」

トランク一杯の札を床次氏へ

さうすると其後に鶴岡の細君に會つた。鶴岡和文の奥さんの米子と云ふ人に、會つた時に言つた。あの手形はどうなつたか。あれはもう片付きました。御安心して下さいと言つたから、其儘りで居つたら、突然差押へをやられた。此手形で二度差押へを受けたと云ふのであります。そこでどうも憤慨して鶴岡の所へ行つて、細君に、何とかして呉れなければ困る。此頃聞くと言ふと鶴岡君は學良から大變な金を滿洲から貰つて來て居る。此位の金で困る譯はないぢやないか、かう云ふとを言つて、さうして俺の家まで差押へするとは酷いぢやないか。拂つて呉れなければ困るぢやないかと言つたら、其細君が言ふのに、あの金は少しゝか手許へは來て居らぬ。あの金は正金銀行から受取つて床次氏に自分が渡して來た。そのずつと話の後の方で、札が「トランク」に一杯だつたと云ふやうなことを言つたと言つて居りますが、そこでそんなに困つてゐるならば床次さんに何とか助けて貰つたら宜いぢやないか。かう言ふと、細君が言ふには、實は一向その後世話もして貰へぬ。それぢやあなた床次さんの所へ行つて、少し私を助けて貰ふやうに言つて貰ひたい。かう言つた。そこで佐藤は床次氏は識らない。會つたこともない。かう云ふ金の話を知らぬ人が行つて云ふのはをかしいから、誰か床次氏を知つて居る者はないかと云ふので搜して居つたが、仲々自分の知合にない。偶然我黨の代議士を知つて居つた。其人に賴んだ所が、其人は、どうも床次氏は當時政友會である。どうも俺からさう云ふことは言へぬと言つたとのことです。今度はかう云ふ事情が何から分つたかと云ふと、先日山口氏が演說をした結果から私の友人か、あゝさう言へばかう云ふことがあつたと云ふことで、再び龜の佐藤藏三氏に會つて私も聞いたと言ふ次第です。更に何等かの方法で鶴岡氏にも會ひ、鶴岡氏の細君にも會つて見たいと如何に手を盡しても、行方不明で如何とも出來ない。故にもつと時日があるならば、私はもつと確實なものが集まると云ふことを益々確信するに至つたのであります。もう一つ之に符合する話がある。此もかう云ふ話であります。此は城東區會議員の加藤豫吉と云ふ人がある。同じく區會議員の松山新信と云ふ人がある。此人の話だと云ふとで、私の友人が聞いた。それが頗る今の佐藤氏の言ふ言葉に符合するのであります。これはかう云ふことを言つてゐる。やはり鶴岡が非常に困つて

るので、此人は前に、選挙の時に鶴岡の選挙事務長をやつたと云ふことであります。『清瀬委員長代理退席。委員長着席』ところが其選挙費が拂へぬので、自分が立替へて置いた。其時に矢張同じやうなことを言つた。何だか金が來て居ると云ふのに、此位拂へぬことはないぢやないかと言つた。さうしたら、いや實は三十七万數千円の金が來たんだけれども、此は鶴岡の細君が取りに行つて、さうして床次氏に渡したと云ふことを吾々に話をした。から云ふことを私の友人に語つて居る。」

一々符節を合する知人の書

此は私は直かに加藤氏などに會ふ暇がなかつた。是非一遍會つて見たいと思つたけれども、會ふ暇がなかつた。此かびつたり先程の佐藤藏三氏の言ふのに合つて居る。此等の人がお互に知り合つて居るならば兎に角、知り合はぬ人が言うてみる。新くも言ふことがぴつたり合つて來ると言ふことはこゝに疑念を有つて見ないでも、どうも確實性があるのぢやないかと云ふ疑ひを起さゞるを得なかつた。どうかして此等の人に會つてもう少し詳しい話をしたい、から思つて居りましたけれどもう日が迫つて讓會があるのでありますから、行く暇がなかつたのでありますが、恐らく此人に會つて見れば、もう少し確實な事が分るであらう。から云ふ大體確實性を有ひたものである。而も張學良の長く顧問をして居つて張學良をよく知つて居る所の町野武馬氏此電報にも載つて居る。此人が我黨の信ずべき立派な人の所へ來て學良がそんな五十万元なんと云ふ——此は銀では「ハードマネー」ですから、先程言つたやうに我國の四十五万以上の金ですがそれだけの金を赤塚や鶴岡に渡す關はない。俺は赤塚も鶴岡もよく知つて居る。そんなものを渡す關がない。から云ふことを言つてゐる。此は愈々必要になれば私の友人も出します。それから他にも澁分澤山ありますが、會るんは新聞で見られたゞけでも、一寸訝しいと思ふのがあると思ふ。例へば時事新報の一月二十六日の朝刊に出て居る。此も私の會つたとのない人であるが、前千葉市會議員寺尾永吉、此人を新聞社の人が訪ねて聞いた時にから言つて居る。千葉市の自宅で次の如く語つた。『鶴岡氏は東京府會議員から府會議員を經て、昭和三年東京府第六區から民政黨で代議士に當選して、間もなく床次氏の麾下に馳せ參じ、同年十二月床次氏と共に支那に渡り、張學良に會つたのは事實である。さうして間もなく歸朝後、翌四年春再び赤塚正助氏等と會つて、五十万元の金を貰つて來たのも事實である。唯此金が何處に使はれたものか、本人は極力言明を避けて居るので判らぬが。』張學良が何故に斯かる莫大な金を鶴岡氏等に渡したかゝ謎の點である。

床次氏に渡された形跡歴然

若し鶴岡氏が事實五十万元といふ大金を受取つたものとすれば、現在一文なしの生活振りから見て、自分一人で使つたものとは思はれない。そこが頗る「デリケート」な所であらうと思はれる。この問題が議會で暴露され、新聞に出たので、その時直ぐ鶴岡氏に眞相を聞いて見たが、これだけは何とも言はれぬと口を緘し一言も語らなかつた」又「金で人は殺せない」と頑として應ぜず。一時は身邊も危險であつたやうに聞いて居ります」如何にも鶴岡氏と云ふものに對する感じが、私が調べて行つた感にとびつたり合ふのであります。まだかう云ふ新聞の中でさう思はれるやうなものが澤山あります。寺尾氏は人物に就ても、鶴岡氏は高潔な人であると言ひ、木村氏は、思ひ遣りの深い立派な人ですと言つて居る。兎に角一回當選された人ですから、此議會内には鶴岡氏を知つて居られる人が居られやうと思ひます。帝國大學の文科を出た人で、大分變人だとは言はれますが、好い人です。さうして細君が非常な遣り手で、殆ど家の切盛りは細君がみんなやつて居る、さうして床次さんと知るに至つた動機は、奥さんの方が男勝りで、先に出掛けて行つて、さうして知り合になつた、かう云ふ事まで言つて居るのであります、兎に角鶴岡、赤家と云ふ人々に、星良が此だけの大金を意氣なくして渡しやう筈がない。最後に同氏一體の關係にあつた所の床次さんに行つて居ると云ふことは、此だけのことを聞いて見れば、私ならずとも何人が、此は信用するであらうと思ふ。此は赤家を呼んで調べて下されば、一言一句私の聞いた所と違ひない。少くとも確に其金はあなたの所に入つて居るのを見たのでないから、或はあなたの家に行つて金を持つて來た譯ではないから、それ迄は言ひませぬけれども、兎に角十分なる色の濃さがある。苟くも輔弼の重責に居られる人が、此だけの暗さがあるならば、之を何等かの方法に依り明かにしなければ、全く輔弼の實を果すことは、私は出來まいと思ふ。少くとも私一人はそれを容認することは出來ないのであります。何かこれに對して申譯があつたならば、私一應聞いて、更に質問を致したいと思ひます。

遖相知らぬ存ぜぬ一點張り

（床次國務大臣）　さう色々な事を今承ると、赤家君が言ひ、鶴岡君が言うて居るやうですが、私は一向知らぬことですから、それに對して其事は本當だらう、それは嘘だらうと云ふことは、決して申上げませぬ。それから大體が此問題を眞らしく言はんが爲に、私の過去に於ける政治上の行動まで非難をなさる。私は私の良心の命ずる所に依つて、今日まで動いて居ります。あなたと唯所見を異にするだけである。それを一々怪しからぬ人間である。あの體だから、人がかう云へば此事は本當だらうと云ふやうな斷定の下に質問をなさる。私はそれは御免蒙ります」

（小林委員）　そんなに怒つて、叔嘯りつけた位でへこたれる者ではありませぬ。もつと悠然しないで、よく事實を明かにされたらよい。眞にあなたが受取つて居られないならば、現に御あなたの爲に一身同體となつて、一時同じ黨の中に働いた人であるから、今日此だけ議會に於て問題になり、新聞に於て問題になつたのであるから、事實でないならば、赤松も證人も名乘つて出て、さうしてあなたの潔白を證かなければならぬ。一向さういふ行動をしないではありませぬか。此は事實かどうか知りませぬが、松岡洋右氏が赤松正助氏に會つて、若し事實でないならば、早く證明したら宜しからう。若し渡したならば、渡したと云つたらよからう。かう云ふことを言つたさうだが、まだ其の時期ではないとか言つて居る。此は私友人から聞いたので、松岡氏から聞いたのではないから分らないが、今日尙ほ此の二人の、代議士をやつたやうな相當な人が、何事あなたの爲に事を勞く、總民に出て居ないではありませぬか。

松島事件の筆法てしらを切るか

さうして唯知らぬ〳〵と言へば通ると云ふことは、あなたが既に檢擧せられて居ることで、我黨の或人は、松島事件であなたの爲に餘分骨い目に遭つて居るので、かういふことが裁判所に於いては悪いか知れぬが、營業裁判の前で、三時間も四時間もたら〳〵汗を出して、非常に困つて居られた。結局其の眞相が分つた。私はあの書面を讀んで、床次さんは嘘を言つて居るなと思つた。私は錄音した譯ではないが、あれを讀んで床次さんは嘘を言つて居るなと思つた。一體の當否が本當のことを言はぬのは、其の當の爲めに已むを得ぬかも知れぬと私は考へましたが、併し此の事件は裁判官は立派な裁斷をして、其の人は無罪になりましたけれども、當局に使つたと云ふのを、受取らぬと云つて頑張られて居る。さう云ふ事があつた。」此は裁判の事ですから、私は彼れ此れ言ひませぬが、私は此の眞相を述べる。さう云ふ風に二人々々の問題は、知らぬ知らぬといへば、濟む問題であなたは既にちやんと有つて居られる。私は斷してあなたの否認は信ぜない。若し辯解する途があるならば、私の之を疑ふ以上のものを持つて來られて說明せられたら宜しい。それがあなたの政治家としての大事な義務であると思ふ。何にも惡放論落を笑うて、へへンと鼻で笑つて嘲みて他を言へば、物の解決が着くと思つて居られますなれば、さう云ふ不謹愼な態度は、私は何時迄も責めなければならない。何とか御辯解なさつたらどうです。

（床次國務大臣）　知らぬことは知らぬと申すより外はない。且つ私は初めから御斷りして居ります。自分がかうだ、人の事ふことは嫌だらう、本當だらうと云ふやうなことに就ての御問答は御免蒙りたい。それであなたは今松島事件のことも

仰しやつたが、それなどは全く何も關係ないぢやありませぬか。私は何かいふといはれるが、あなたも亦そんなやうなことを仰しやるのだが、兎に角私は先刻大體申上げた。それで眞人がかうだ、又この人がかうだらうと云ふことに亘つて私は申すことは嫌ひでありますから、それはどうか御尋答を御免蒙りたい。かう云ふ趣意である。自分がかうだから他の人がいふたのは嘘であらう、本當であらう、それは御免蒙りたいです。

（小林委員）　まだ擧げればありますが、例へば赤塚氏のことも、此は山口君が本會議でいひましたやうに、親父が若し辯明すべき機會が來れば、自分の立場をはつきりさせよう、何分床次氏は同鄉の先輩だから、自分からさういふとは出來ぬが、機會があれば其事を明かにしようと云ふことをいつて居る。と云ふやうなことなどから聞いて見ましても、どうも私は此疑ひは解けぬ。此が若し刑事事件であつて、裁判としての判決を書くと云ふなら別である。此だけ私の示した事實に依りましても、私はあなたがシヤア〳〵として、自分の政治的立場の爲に事實を蔽うて、さう云ふことなし、唯なし〳〵といふだけでは濟まぬと思ふ。あなたが靜かに考へますならば、此を證明する所の途はあらうと思ふ。あなたがたが眞にさうでないなら、必ず途があらうと思ふから、其證據を立てられることが必要であらうと思ふ。そんな必要ない、俺は人のいふが儘にして置くことを云ふことは、此は個人たる立場に於てはよいでありませう。併し乍ら苟くも國務大臣の資に居られる限りは此を明かにしないと云ふと、先程も擧げましたやうに、各方面から色々の疑惑を受けて、色々な社會運動が起つたり、古い問題が益々新しき事件となつて起つて來る。例へば此處に新聞の切抜きを持つて居りますが

事實なくば反證を擧げよ

此は國民新聞であつたと思ふが「民政黨は二日正午院内代議士會を開き、高田藤平氏から五十万元事件は、若し床次逓相にその實ありとせば、如何に政府與黨であつてもこれを糾彈しなければならない、もし逓相にそれの實なくして、山口義一氏のいふことが誤りであるときは、山口氏を責めなければならない、それが眞から明白にすることが議會の信用を回復する途であると、幹部の善處を要望した」と云ふことが書いてある。又山口義一氏に宛てた電報「五十万元受領書事實無根斷然土肥原少將護證す、戰死者遺族の爲の糾明を乞ふ、滿洲青年同志會」としてありますが、此は何か私は此文章から見て軍に關係のある人が、至誠を以て寄越して居るものであらうと思ふ。かう云ふ風に澤多の質問と云ふものがこゝに起つて來る。どうしても之をあなたが此際明にしなければならぬと思ふ。又内閣全部としても之を明かにする必要があると思ふ、總理大

國はどう云ふ風に考へられますか。」

（床次國務大臣）　私は誠に小林君が御動告下さいますれ共、初から申す通り自分で起つて一々明かにすると云ふ事は致しませぬ積りです。自ら分るとでありませう。風說は出ます、擊竟風說に過ぎないとで、其度毎に辨明は致しませぬ。

（小林委員）　總理大臣に伺ひます。岡田首相は御組閣の初に當りまして、綱紀と云ふことを非常に重大に考へられて、小原さんを態々呼び寄せて身分調べをされたと云ふことが新聞に載つて居つた。此床次氏の張學良に對する五十万元事件と云ふものは、當時知つて居られたと思ふが、此點に就ては調査をした結果妥當をされたのであるか、其點を御伺ひします。

（岡田國務大臣）　私は組閣の時に入閣するやう御勸めする爲に、小原氏に來て貰つたことはあります。併しながら身分調べなどしたことはありませぬ。又此問題は床次逓信大臣が自らさう云ふことはない。自分は潔白だと云つていられるのでありますから、私はかないと信じてをります。

（小林委員）　本人がさう云へば夫れ迄だと云ふとならば、それで宜しいか知れませぬけれども、皆事件で呼ばれる時には大きなことを云つて行きますけれども、結局さうでなくして、有罪になる人と云ふものは隨分あるのであります。

津雲國利氏林陸相に迫る

（津雲委員）　只今の問題に關聯を致しまして陸軍大臣に御尋ね致します。先程私は張學良の金庫の中から現はれた受領書は、戰利品かどうかと云ふことについて明確に聞きたい爲めに實は御尋ねしたのですが、あなたの其受領書の寫眞は確かに送つたことがある。送つて陸軍當局に着いたといふ御答へで滿足して追及は致しませぬ。何は關東軍參謀から送つた電報も亦確に着いてゐる。かう云ふことも認めて居られるのでありますから、即ち電報の着いて居ること、受領書の寫眞の着いて居ること、此二つの事實に立脚して、あなたに御尋ねしたいと思ふ。其電報とは瀧岡、赤塚兩名の受取つた金は、床次、山二郎君が取つたのではないかと云ふ重大な疑惑を關東軍の幕僚は持つてゐる。尙は又今回只今小林君或は本會議に於て山口君の質問せられた事項に關する文書は、それは元滿鐵の副長である野島某が出したのでありますが、其事件自體に軍の方が參加してゐるといふ事も、此も亦認めなければいけない。又現在の陸軍に御勸めになつてゐる方に、床次竹二郎君に對して重大なる疑惑を有つてゐられる方が多數ある。此も亦認めなければいけない。陸軍大臣御就任當時には其電報の内容について御存じなかつたかも知れない。又陸軍の現在問題になつて居ります秘密出版の問題についても、此問題が起るまでは何

も陸軍大臣は御存じなかつたと云はれるかも知れない。併し乍ら其機密出版事件更に起り、關東軍幕僚より送られたる所の電報の中に、床次竹二郎君に對する所の重大なる疑惑をあなたの部下が掛けられて居ることは、今日明白なんである。私はこの風潮は陸軍に大部多いと思ふ。陸軍の大勢を或は風靡してゐるのではないかと考へる。無理はない。命を投げ捨てゝ戰ふべき軍人が內地に於て其當の敵たるべき、其當時は敵でなくても、聽て敵たるべきことがあるべきものから金を取つてゐるといふことの事實を發見した場合には、之に對して憤慨を感ずるのは當り前である。其憤慨を感するについては、私は未だ大和魂已びずと敬意を表する。併し乍ら其事實が軍の內部に床次竹二郎君に對して大なる疑惑を掛けてゐると云ふ事實がこゝに存在するといふ以上は、私は陸軍大臣は其床次君に對し、唯其儘で閣議の席を同じうすることは出來ないと思ふ。

憲相果して國賊か否か黑白を正せ

そこで御注文申上げます。何ほ御答辯を伺ひたい。此事實の黑白を明にするといふ態度に出られたい。單なる法律的の見解からぢやない。あなたが陸軍大臣として床次竹二郎君と共に其席に坐つて居るべきかどうかといふことを、あなたの良心に訴へて御決定をなさつた意味に於て、軍には搜査の機關があるのでありますから、間違へば國賊となる問題、實際的の行爲

たるべき問題、之について私は或程度まで現行の法律なら法律に照らして或程度の搜査でも、國民は私は承服するだらうと思ふ。軍にある所の搜査の總ての力を御廻しになりまして、陸軍大臣は此事實の有無黑白について御調べになる意思ありや否や、私は是非して戴きたいと思ふ。爲す意思ありや否や。若し斷じて爲す意思無しと云ふならば、軍の內部に謀叛してゐる所の床次竹二郎君に對する疑ひは、如何なる手段を以て解くか、此二つの點について先づ御伺ひを致したい。

（林國務大臣）　私は此問題は床次逓相御自身の爲にも、亦軍の爲にも、明にされた方が好いと思ひます。隨つて此は今日は司法當局の御考へに依つて丁度司法當局に此問題の一端が移つてゐるのでありますから、此際司法當局に向つて、十分に此問題を吟味されたらよからうと云ふことを、司法大臣に申す考へであります。

（津雲委員）　御答辯承つてやゝ納得を致しました。現在此事件が東京地方裁判所にあるといふことも、承知を致して居るのでありますから、先程司法大臣の言はれた通り、東京地方裁判所に於てウヤ〳〵敷取調べるのが、今の行掛りの上から考へれば、或は其當を得てゐるのかも知れない。併し乍ら、問題は關東軍の先づ戰利したといふますか、鹵獲したと云ひますか、文書に基いて起つた問題であつて、之を憲法に於て取敢ず調べて檢事局に送つた。それで此搜査の方法でありますが、私は

から云ふ方の捜査は檢事で尋ねられるよりは憲兵隊で尋ねられる方が苦痛だらうと思ふ。既に初めの捜査は檢事局にだて貰したのではない。野間君に關する問題についても、憲兵隊が捜査をして檢事局に送付をした。既に檢事局に送付はしてあるが、其の野間君なり、或は赤塚正助君なりを調べることは、最初の取調は直に私は分ることだらうと思ふ。私は檢事局を否定するわけではありませぬが、檢事局で調べられずに憲兵隊に於て先づ調べられて、それを私は檢事局へ移されるがよいと思ふ。」何故此言を爲すかについては、私には多少考へがあるのでありますが、此は私は明言は出來ない。

先づ陸軍部内の疑を晴せ

併し乍ら是非さう云ふ風にして戴きたい。それでなければ私の疑ひは解けない。私は私自體としての行動に出なければならない。それは恐るべき結果を將來するから、私は陸軍大臣にも司法大臣にも申上げる。是非取調は憲兵隊の方でやつて戴きたい。そこで司法大臣に御尋ねを致しますが、司法大臣は、恐らく此事件は事件の經過中のことでありますから、取調をするかどうかと云ふことに就ては、私はまだ御考へはなからうと思ふ。それはあなたの先程仰しやつた言葉の上から考へましても、さう私は考へます。併し乍ら之を御取調になるのには、飽くまでも私を納得させるのには、此取調が、鶴岡、赤塚兩名の手先に入つた金、或は入らぬかも知れないが、入つた金が何處へ行つて居るか。此が一番重要なのですから、此問題の中の、今の鶴岡、赤塚が金を受領したるや否や、それを誰に渡したかと云ふ取調の範圍だけは是非陸軍當局に任して戴きたい。此だけのことを私は司法大臣に御願文申上げて、あなたの御答辯を得たいと思ふ。」

（小原國務大臣）先程申上げましたやうに、私の方へ受取つて居る事件は、單に出版法違反なのであります。只今問題になつて居りまするやうな、床次逓信大臣に對する綱紀問題があると云ふことは、此目錄は犯罪ぢやないのであります。併しながらそれ等の事情を調べて置くことが、野間前司法等に對する出版法違反事件の事情としても必要である。且つはかやうな問題が政治界等に於て問題になる以上は、事を明かにして置く方が宜いのではないか。かう云ふ考へを私は有つて居るのであります。それ故に只今此の事件は東京の檢事局に於て取調べ中なのであります。尚は此の機會に、先程小林君から御尋ねがありましたが、事件は昨年の十月二十九日、憲兵隊から東京區裁判所檢事局からは、之を同年十一月七日に東京地方裁判所の檢事局に受付けたのであります。併し只今申上げたやうな事情で、十分調べるが宜しいと思つたから、東京區裁判所檢事局からは、之を同年十一月七日に東京地方裁判所の

檢事局に移して、均方裁判所の檢事局に於て十分取調べる積りでやつて居るのであります。之が御答へ致します。

憲兵隊の手で捜査するが安當

（津雲委員）　實はそれを憂へたのである。事は出版法違反に關する問題だけである。併しながら一通りの事情は承知して置かなければならぬと思ふから、先づ調べると云ふ。其序ゐに調べられるやうな調べ方を私は慨れたのである。其序に調べるやうな調べ方で以て此調べは實くものではない。それを慨れたのである。其位の程度の御意思で調べられたのでは、調べられた方が調べられ損はまだ濟ぬ。さう云ふことを私は申上げる。もつと疑へば、政略的に問題を作成する爲に、あつさりと調べられるやうな調べ方だと、第三者から疑はれるやうな調べ方をされたのでは面白くないから私は申上げた譯である。其點が呑込めぬと私は有つて居る。疑ひも有つて居る。だから此點は是非私は先づ陸軍大臣にも申上げ、且つ御聞して置やうに、陸軍自體は濃厚な深刻な疑惑を有つて居るものであるから、其深刻な、濃厚な疑惑を有つて居る陸軍自體に、少しは法律の上では、理論の上では足りない點があるかも知れないが、調べさせると云ふことが當然だらうと思ふ。陸軍自體も、陸軍自體の疑ひを、軍の内部に居る所の多數の疑惑の有つて居る疑ひを解く爲には、陸軍の有つて居る機關を動員して調べるることが、私は當然すべきであらうと思ふ。此點は今御答には出來なからうと思ふ。併しながら陸軍大臣が最も明かにした方がよいと云ふ御考へを有つて居ることであるならば、其趣旨に於て内閣總理に向つて私は御注文申上げる。私は司法書記の調べて置いた方がよいと云ふ程度の、序に調べると云ふやうな、動ともすれば第三者から政略的に此の事件を打ち潰す爲に調べたいと考へられるやうな調べ方は御愼まりたい。既に濃厚な疑惑を持つて居る陸軍に此取調は任せして、憲兵隊の中に於て明瞭に調べて貰ひたい。其時には私は自身の有つて居る所の材料は全部提供します。本日私は此處にて質問申上げる必要はないと思ふ。床次さんの御答辯の文句を私が筆つて置いて、軍が調べると云ふならば、私自體は人間も物も御渡しすると云ふことだけを私は申上げて置く。

昭和十年二月十九日印刷
昭和十年二月二十日發行

不許複製

【定價金十錢】

發行所　東京市芝區芝公園五號地十ノ三
　　帝都日日新聞社編輯局編

印刷者　東京市芝區愛宕町一丁目一番地
　　佐野完

印刷所　東京市芝區芝公園五號地十ノ三
　　帝都日日新聞社

發賣元　東京市芝區芝公園五號地ノ十三
　　帝都日日新聞社出版部

東京市芝區芝公園五號地十ノ三
　　秀文閣書房

電話芝一五五〇・一五五一番
振替東京五八五七七番

好評重版

人物評論

相當なもの

帝都日日新聞編輯局編

四六判上製　定價二圓五十錢　送料十錢
八八五頁

本書は現代日本の政界、財界、學界、藝術界、軍部、角力界等々の各方面の「相當なもの」四百六名を拉し來つて、縱橫に論評せるもので、單なる經歷紹介の如きものと同一視する勿れ。讀みはじめたら趣味津々として卷をとじ得ぬであらう。

最初の人物月旦集大成

日本

東京市芝區芝公園五號地十ノ三
秀文閣書房發行

電話代表芝一五五〇番・振替東京五八五七七番

大日本眞宗宣傳協會々長　野依秀市氏著　佛敎思想及協會々長

私はかうして阿彌陀佛を信ずる　一圓四錢

信仰へ徹し得ぬ人々への唯一の敎科書。

私はかうして眞宗の信者となりました　十二錢　稅二錢

絕對他力の慈悲に救はれて入信した著者の告白。

婦人の救はるゝ道　八十錢　稅四錢

眞宗の眞髓より婦人問題に論及

宗敎と社會主義と資本主義　三十錢　稅二錢

宗敎は全てに超越する、社會主義も資本主義もない。

婦人と宗敎　十錢　稅二錢

惱み多き婦人よ、入信して一切の惱みより救はれよ。

凡夫と如來と　二十錢　稅二錢

凡夫と如來との關係を率直簡明に記述。

眞宗宣傳　大谷光瑞氏に自決を勸告して本願寺の改革と門徒諸氏に及ぶ　三十錢　稅二錢

光瑞氏の態度を難じ、眞宗宣傳の純眞な立場に歸れと力說。

世界漫遊記　三十錢　稅四錢

眞宗宣傳を揭げて、歐米を巡遊した著者一流の快文字。

庄松と秀一の信仰　一圓　稅六錢

自我に執着し生活に追はるゝ、現代人の必讀書。

私の信仰　八十錢　稅四錢

著者の信仰と淨土眞宗の敎義と佛敎の思想を簡潔平易に記述。

東京市芝區芝公園五號地
大日本眞宗宣傳協會發行
振替東京五九三二七番

文秀閣